# 『日本書紀』朝鮮関係記事と百済三書

## 田中俊明

### 一 『日本書紀』に引かれた百済三書

『日本書紀』には百済をはじめとして、朝鮮半島にあった国々、高句麗・新羅・加耶に関する記事が極めて多い。当然、『日本書紀』の立場で叙述しているのであり、『日本書紀』の編者が、どのような朝鮮半島がらみの歴史像を描こうとしたのかを考えるうえで、不可欠の史料となっている。そして、それのみではなく、朝鮮半島の諸国の歴史や、日本との関係を考えるうえで、貴重な史料となるものが少なくない。零細な史料しか残していない朝鮮古代史にとっての史料の宝庫といってもよい。その場合、慎重な史料批判をして用いる必要はあるが、この宝庫を捨てて省みないというわけにはいかない。

そのような記事のなかに、百済三書を引用して成文された、あるいはそれを引用したのみのものがかなりある。百済三書とは、「百済記」「百済新撰」「百済本記」の総称であるが、『日本書紀』にのみみられるものである。

そこで、『日本書紀』の朝鮮関係記事と、百済三書について考えるための方法論として、史料批判を通してどのように朝鮮古代史を再現することができるか、ということを具体的に示すことにしたい。

まず、百済三書が引かれた記事のすべてを提示する。【 】 は注。<u>下線</u> が 百済三書からの引用記事である(形式上)。

## (1) 百済記① 神功紀(神功皇后摂政紀) 四七年条

夏四月、百済王使久氐・弥州流・莫古令朝貢。時新羅国調使与久氐共詣。於 是皇太后・太子誉田別尊、大歓喜之曰、先王所望国人、今来朝之。痛哉、不

231 (162)

逮于天皇矣。群臣皆莫不流涕。仍検校二国之貢物。於是新羅貢物者珍異甚多。 百済貢物者、少賎不良。便問久氏等曰、百済貢物不及新羅、奈之何。対曰、 臣等失道、至沙比新羅。則新羅人捕臣等禁囹圄。経三月而欲殺。時久氐等、 向天而呪詛之。新羅人怖其呪詛而不殺。則奪我貢物、因以為己国之貢物。以 新羅賎物、相易為臣国之貢物。謂臣等曰、若誤此辞者、及于還日、当殺汝等。 故久氏等恐怖而従耳。是以僅得達干天朝。時皇太后・營田別尊、責新羅使者、 因以祈天神曰、当遣誰人於百済、将檢事之虚実。当遣誰人於新羅、将推問其罪。 便天神誨之曰、令武内宿祢行議。因以千熊長彦為使者、当如所願【千熊長彦者、 分明不知其姓人。一云、武蔵国人。今是額田部槻本首等之始祖也。百済記云 職麻那々加比跪者、蓋是歟也】。於是遣千熊長彦干新羅、責以濫百済之献物。 (夏四月、百済王、久氐・弥州流・莫古を使わして朝貢せしむ。時に新羅国の 調使、久氐と共に詣る。是に於て皇太后・太子誉田別尊、大いに歓喜して日 わく、「先の王の望みし所の国人、今来たりて朝す。痛ましきかな、天皇に逮 ばざるを」と。群臣皆な流涕せざる莫し。仍りて二国の貢物を検校す。是に 於て新羅の貢物は、珍異なるもの甚だ多し。百済の貢物は、少なく賎しく良 からず。便ち久氐等に問うて曰わく、「百済の貢物の新羅に及ばざるは之を奈 何せん」と。対えて曰わく、「臣等道を失い、沙比新羅に至る。則ち新羅人、 臣等を捕え囹圄に禁ず。三月を経て殺さんと欲す。時に久氐等、天に向かい て之を呪詛す。新羅人、其の呪詛を怖れて殺さず。則ち我が貢物を奪い、因 りて以て己れが国の貢物と為し、新羅の賎しき物を以て、相易えて臣が国の 貢物と為せり。臣等に謂いて曰わく、「若し此の辞を誤まてば、還る日に及び、 当に汝等を殺すべし」と。故に久氐等恐怖して従いしのみ。是を以て僅かに 天朝に達するを得たり」と。時に皇太后・誉田別尊、新羅の使者を責め、因 りて以て天神に祈りて曰わく、「当に誰人を百済に遣わし、将に事の虚実を検 べしめん。当に誰人を新羅に遣わし、将に其の罪を推問せしめん」と。便ち 天神之に誨えて曰わく、「武内宿祢をして議を行わしめよ。因りて千熊長彦を 以て使者と為さば、当に願う所の如くならん」と【千熊長彦なるものは、分 明に其の姓を知らざる人なり。一に云わく、「武蔵の国の人。今は是れ額田部 槻本首らの始祖なり」と。<u>百済記に「職麻那々加比</u><u>跪</u>」と云えるは、蓋し是 れか】。是に於て千熊長彦を新羅に遣わし責むるに百済の献物を濫せるを以て す。)

#### (2) 百済記② 神功紀六二年条

新羅不朝。即年、遣襲津彦擊新羅【<u>百済記云、壬午年、新羅不奉貴国。々々</u> 遺沙至比跪令討之。新羅人莊飾美女二人、迎誘於津。沙至比跪受其美女、反 伐加羅国、々々々王己本旱岐、及児百久至・阿首至・国沙利・伊羅麻酒・爾 汶至等将其人民、来奔百済。百済厚遇之。加羅国王妹既殿至、向大倭啓云、 天皇遺沙至比跪、以討新羅。而納新羅美女、捨而不討。反滅我国。兄弟人民、 皆為流沈。不任憂思。故以来啓。天皇大怒、即遺木羅斤資、領兵衆来集加羅、 復其社稷。一云、沙至比跪、知天皇怒、不敢公還。乃自竄伏。其妹有幸於皇 宮者。比跪密遣使人、問天皇怒解不。妹乃託夢言、今夜夢見沙至比跪。天皇 大怒云、比跪何敢来。妹以皇言報之。比跪知不免、入石穴而死也】。

(新羅朝せず。即の年、襲津彦を遣わし新羅を撃たしむ【百済記に云わく、「壬午の年、新羅貴国を奉ぜず。貴国、沙至比跪を遣わし之を討たしむ。新羅人、美女二人を荘飾し、迎えて津に誘う。沙至比跪、其の美女を受け、反りて加羅国を伐てり。加羅国王己本皇岐及び児の百久至・阿首至・国沙利・伊羅麻酒・爾汶至等、其の人民を将い、百済に来奔す。百済厚く之を遇す。加羅国王の妹既殿至、大倭に向かい啓して云わく、「天皇、沙至比跪を遣わし以て新羅を討たしむ。而るに新羅の美女を納め、捨てて討たず。反りて我が国を滅ぼせり。兄弟人民、皆な為に流沈す。憂思に任えず。故に以て来たりて啓せり」と。天皇大いに怒り、即ち木羅斤資を遣わし兵衆を領し来たりて加羅に集い、其の社稷を復せり」と。一に云わく、「沙至比跪、天皇の怒りを知り、敢えて公けに還せず。乃ち自ら竄伏す。其の妹、皇宮に幸せらる有り。比跪密かに使人を遣わし、天皇の怒り解けしや不やを問う。妹乃ち夢に託けて言わく、「今

229 (164)

夜夢に沙至比跪を見たり」と。天皇大いに怒りて云わく、「比跪何ぞ敢えて来たる」と。妹、皇言を以て之に報ず。比跪免れざるを知り、石穴に入りて死せり」と』。)

#### (3) 百済記(3) 応神紀八年条

春三月、百済人来朝【百済記云、阿花王立无礼於貴国。故奪我枕弥多礼、及 蜆南:支侵:谷那:東韓之地。是以遣王子直支于天朝、以脩先王之好也】。 (春三月、百済人来朝す【<u>百済記に云わく、「阿花王立ちて貴国に礼无し。故</u> に我が枕弥多礼、及び峴南・支侵・谷那・東韓之地を奪われり。是を以て王 子直支を天朝に遣わし、以て先王之好を脩めり」と】。)

### (4) 百済記(4) 応神紀廿五年条

百済直支王薨。即子久爾辛立為王。王年幼、木満致執国政与王母相婬多行無礼。 天皇聞而召之【<u>百済記云、木満致者、是木羅斤資討新羅時娶其国婦而所生也。</u> 以其父功、専於任那。来入我国、往還貴国。承制天朝、執我国政。権重当世。 然天朝聞其暴召之】。

(百済の直支王薨ず。即ち子の久爾辛立ちて王と為る。王年幼かれば、木満致 国政を執るも王母と相婬し、多く無礼を行う。天皇聞きて之を召す【<u>百済記</u> に云わく、「木満致なる者は、是れ木羅斤資、新羅を討ちし時、其の国の婦を 娶りて生みし所なり。其の父の功を以て、任那を専らにす。来たりて我が国 に入り、貴国に往還す。制を天朝より承け、我が国政を執る。権重世に当た れり。然れば天朝其の暴を聞き之を召したり」と】。)

## (5) 百済記⑤ 雄略紀二〇年条

冬、高麗王大発軍兵、伐尽百済。爰有小許遺衆、聚居倉下。兵粮既尽、憂泣 茲深。於是高麗諸将、言於王曰、百済心許非常。臣毎見之、不覚自失。恐更 蔓生。請逐除之。王曰、不可矣。寡人聞、百済国者為日本国之官家、所由来 遠久矣。又其王入仕天皇。四隣之所共識也。遂止之【<u>百済記云、蓋鹵王乙卯</u> 年冬、狛大軍来、攻大城七日七夜。王城降陥、遂失尉礼。国王及大后·王子等、 皆没敵手】。

(冬、高麗王大いに軍兵を発し、伐ちて百済を尽くす。爰に小許遺衆有り、倉下に聚居す。兵粮既に尽き、憂泣すること茲々深し。是に於て高麗の諸将、王に言いて曰わく、「百済の心許、常に非ず。臣毎に之を見るに、覚えず自ら失す。恐るらくは更に蔓生せん。請う之を逐除せよ」と。王曰わく、「可ならず。寡人聞く、百済国は日本国の官家として由来せる所遠く久し。又た其の王、入りて天皇に仕うること四隣の共に識る所なり」と。遂に之を止む【百済記に云わく、「蓋鹵王の乙卯年の冬、狛の大軍来たり、大城を攻むること七日七夜。王城降陥し、遂に尉礼を失う。国王及び大后・王子等、皆な敵の手に没せり」と】。)

### (6) 百済新撰① 雄略紀二年条

秋七月、百済池津媛、違天皇将幸、姪於石川楯【旧本云、石河股合首祖楯】。 天皇大怒、詔大伴室屋大連、使来目部張夫婦四支於木、置仮庪上、以火焼死【<u>百</u> <u>済新撰</u>云、己巳年、蓋鹵王立。天皇遺阿礼奴跪、来索女郎。百済莊飾慕尼夫 人女、日適稽女郎。頁進於天皇】。

(秋七月、百済池津媛、天皇の将に幸せんとするに違い石川楯と姪す【旧本に云わく、石河股合首の祖楯なり、と】。天皇大いに怒り、大伴室屋大連に詔して、来目部をして夫婦の四支を木に張りて仮廃の上に置かしめ、火を以て焼き死す【百済新撰に云わく、「己巳年、蓋鹵王立つ。天皇、阿礼奴跪を遣わし、来たりて女郎を索めしむ。百済、慕尼夫人の女を荘飾し、適稽女郎と曰い、天皇に貢進せり」と】)。

## (7) 百済新撰② 雄略紀五年条

秋七月、軍君入京。既而有五子【百済新撰云、辛丑年、蓋鹵王遣弟昆支君、

227 (166)

向大倭、侍天王。以脩兄王之好也】。

(秋七月、電話京に入る。既にして五子有り【<u>百済新撰</u>に云わく、「<u>辛丑年、</u> 蓋鹵王、弟昆支君を遣わし大倭に向かい天王に侍らしむ。以て兄王の好を脩 むるなり」と】。)

#### (8) 百済新撰③ 武烈紀四年条

是歲、百済末多王無道暴虐百姓。国人遂除而立嶋王。是為武寧王【<u>百済新撰</u>云、末多王無道暴虐百姓。国人共除。武寧王立。諱斯麻王。是琨支王子之子。則 末多王異母兄也。琨支向倭時至筑紫嶋生斯麻王。自嶋還送。不至於京産於嶋。 故因名焉。今各羅海中有主嶋。王所產嶋。故百済人号為主嶋。今案、嶋王是 蓋鹵王之子也。末多王是琨支王之子也。此曰異母兄、未詳也】。

(是の歳、百済の末多王無道にして百姓に暴虐たり。国人遂に除きて嶋王を立つ。是れ武寧王為り【百済新撰に云わく、「末多王無道にして百姓に暴虐たり。国人共に除く。武寧王立つ。諱は斯麻王。是れ琨支王子の子なり。則ち末多王の異母兄なり。琨支倭に向かいし時に筑紫嶋に至りて斯麻王を生む。嶋自り還し送る。京に至らずして嶋に産まる。故に因りて名づく。今、各羅の海中に主嶋有り。王の産まれし所の嶋なり。故に百済人号して主嶋と為せり」と。今案ずるに、嶋王は是れ蓋鹵王の子なり。末多王は是れ琨支王の子なり。此れを異母兄と曰うは、未だ詳かならず】。)

## (9) 百済本記① 継体紀三年条

春二月、遺使于百済【<u>百済本記</u>云、<u>久羅麻致支弥、従日本来</u>。未詳也】。 (春二月、使を百済に遣わす【<u>百済本記</u>に云わく、「<u>久羅麻致支弥、日本従り</u> 来たる」と。未だ詳らかならず】。)

## (10) 百済本記② 継体紀七年条

夏六月、百済遣姐弥文貴将軍・州利即爾将軍、副穂積臣押山【<u>百済本記</u>云、

<u>委意斯移麻岐弥</u>]、貢五経博士段楊爾。別奏云、伴跛国略奪臣国己汶之地。伏願、天恩判還本属。

(夏六月、百済、<u>超</u>弥文費将軍・州利町爾将軍を遣わし、穂積臣押山に副えて 【<u>百済本記に云わく、「菱の意斯移麻峻弥</u>」と】、五経博士段楊爾を貢ず。別に 奏して云わく、伴跛国、臣が国の己汝の地を略奪せり。伏して願わくは天恩 もて判じて本属に還さんことを」と。)

#### (11) 百済本記③ 継体紀九年条

春二月甲戌朔丁丑、百済使者文貴将軍等請罷。仍勅、副物部連【闕名】遣罷 帰之【百済本記云、物部至々連】。

(春二月甲戌朔丁丑 (四日)、百済の使者文貴将軍等、罷らんことを請う。仍りて刺し、物部連【名を闕く】を副えて罷帰せしむ【<u>百済本記</u>に云わく、 「物部至々連」と】。)

### (12) 百済本記④ 継体紀廿五年条

冬十二月丙申朔庚子、葬于藍野陵【或本云、天皇、廿八年歳次甲寅崩。而此 云廿五年歳次辛亥崩者、取<u>百済本記</u>為文。其文云、太歲辛亥三月、軍進至于 安羅、営乞乇城。是月、高麗弑其王安。又聞、日本天皇及太子·皇子、俱崩薨。 由此而言、辛亥之歳、当廿五年矣。後勘校者、知之也】。

(冬十二月丙申朔庚子 (五日)、藍野陵に葬むる【或る本に云わく、天皇、廿八年歳次甲寅に崩ぜり、と。而るに此こに廿五年歳次辛亥に崩ぜしと云うは、百済本記を取りて文と為すなり。其の文に云わく、「太歳至亥三月、軍進みて安羅に至り、乞毛城を営む。是の月、高麗、其の王安を弑せり。又た聞く、日本の天皇及び太子:皇子、倶に崩薨ぜり」と。此れに由りて言えば、辛亥の歳は廿五年に当たる。後ちに勘校せる者、之を知らん】。)

225 (168)

#### (13) 百済本記⑤ 欽明紀二年条

秋七月、百済聞安羅日本府与新羅通計、遣前部奈率鼻利莫古·奈率宣文·中部奈率木刕眯淳·紀臣奈率弥麻沙等【紀臣奈率者、蓋是紀臣娶韓婦所生、因留百済、為奈率者也。未詳其父。他皆效此也】、使於安羅、召到新羅任那執事、護建任那。別以安羅日本府河內直、通計新羅、深責罵之。【<u>百済本記云、加不</u>至費直·阿賢移那斯·佐魯麻都等。未詳也。】

(秋七月、百済、安羅の日本府と新羅と通計せるを聞き、前部奈率鼻利莫吉・奈率宣文・中部奈率木刕眯淳・紀臣奈率弥麻沙等を遣わし【紀臣奈率は蓋し是れ紀臣の韓婦を娶りて生める所にして、因りて百済に留まり、奈率と為れる者なり。未だ其の父を詳らかにせず。他は皆な此れに效えり】、安羅に使いし、新羅に到れる任那の執事を召し、任那を建てんことを謨らしむ。別に安羅日本府の河内直の、新羅に通計せるを以て、深く責め之を罵る【百済本記に云わく、「加不至費直・阿賢移那斯・佐魯麻都等なり」と。未だ詳らかならず】。)

### (14) 百済本記⑥⑦⑧⑨ 欽明紀五年二月条

二月、百済遣施徳馬武・施徳高分屋・施徳斯那奴次酒等、使于任那、謂日本府与任那旱岐等曰、我遣紀臣奈率弥麻沙・奈率己連・物部連奈率用奇多、朝謁天皇。弥麻沙等、還自日本、以詔書宣曰、汝等、宜共在彼日本府、早建良図、副朕所望。爾其戒之。勿被他誑。又津守連、従日本来【百済本記云、津守連己麻奴跪。而請訛不正。未詳】、宣詔勅、而問任那之政。故将欲共日本府・任那執事、議定任那之政、奉奏天皇、遣召三廻、尚不来到。由是、不得共論図計任那之政、奉奏天皇矣。今欲請留津守連、別以疾使、具申情状、遣奏天皇。当以三月十日、発遣使於日本。此使便到、天皇必須問汝。々日本府卿・任那旱岐等、各宜発使、共我使人、往聴天皇所宣之詔。別謂河内直【百済本記云、河内直・移那斯・麻都。而語訛未詳其正也】、自昔迄今、唯聞汝悪。汝先祖等【百済本記云、汝先那干陀甲背・加猟直岐甲背。亦云那奇陀甲背:鷹奇岐弥。

語訛未詳】、俱懷姧偽誘説。為哥可君【<u>百済本記</u>云、為哥岐弥、名有非岐】、 専信其言、不憂国難。乖背吾心、縦肆暴虐。由是見逐。職汝之由。汝等来住 任那、恆行不善。任那日損、職汝之由。汝是雖微、譬猶小火焼焚山野、連延 村邑。由汝行悪、当敗任那。遂使海西諸国官家、不得長奉天皇之闕。今遣奏 天皇、乞移汝等、還其本処。汝亦往聞。

(二月、百済、施徳馬武・施徳高分屋・施徳斯那奴次酒等を遣わし任那に使せ しむ。日本府と任那旱岐等とに謂いて曰わく、我れ紀臣奈率弥麻沙・奈率 これん 己連・物部連奈率用奇多を遣わし、天皇に朝謁せしむ。弥麻沙等、日本自り 還り、詔書を以て宣して曰わく、「汝等、宜しく彼れに在る日本府と共に、早 くに良図を建て、朕の望む所に副え。爾其れ之を戒めよ。他に誑かる勿れ」と。 又た津守連、日本従り来たり【百済本記に云わく、「津守連己麻奴跪」と。而 れども語訛りて正しからず。未だ詳らかならず】、詔勅を宣べ、而して任那之 政を問う。故に将に日本府・任那執事と共に、任那之政を議定し、天皇に奉 奏せんと欲し、召に遣わすこと三廻なるも、尚お来到せず。是れに由りて、 共に任那の政を論じ図計し、天皇に奉奏するを得ず。今、津守連を留め、別 に疾使を以て、具さに情状を申べ、天皇に遺奏せんことを請わんと欲す。当 に三月十日を以て使いを日本に発遣せん。此の使便ち到らば、天皇必須らず 汝を問わん。汝日本府卿・任那旱岐等、宜しく各々使を発し、我が使人と共に、 往きて天皇の宣ぶる所の詔を聴くべし」と。別に河内直に謂う【百済本記に 云わく、「河内直・移那斯・麻都」と。而るに語訛りて未だ其の正しきを詳ら かにせず】、「昔自り今に迄るまで、唯だ汝の悪を聞く。汝が先祖等【百済本 記に云わく、「汝が先那干陀甲背・加猟直岐甲背」と。亦た云わく、「那奇陀 甲背・鷹奇岐弥と |。語訛りて未だ詳らかならず】、倶に姧偽を懐き誘説す。 信じ、国難を憂えず。吾が心に乖背し、縦肆いままに暴虐す。是れに由りて 逐わる。職として汝の由なり。汝等、来たりて任那に住り、恆に不善を行う。 任那日々に損わること、職として汝の由なり。汝是れ微なると雖も、譬えば 223 (170)

小火の山野を焼焚し、村邑に連延するが猶し。汝が行悪に由りて、当に任那を敗りたるべし。遂に海西諸国の官家をして、長く天皇の闕に奉ずるを得ざらしむ。今、天皇に遣奏し、汝等を移し、其の本の処に還さんことを乞う。 汝亦た往きて聞け」と。)

#### (15) 百済本記(10(1)(12) 欽明紀五年三月条

三月、百済遣奈率阿毛得文・許勢奈率奇麻・物部奈率奇非等、上表曰、奈率 弥麻沙・奈率己連等、至臣蕃、奉詔書曰、爾等宜共在彼日本府、同謀善計、 早建任那。爾其戒之。勿被他誑。又津守連等、至臣蕃奉勅書、問建任那。恭 承来勅、不敢停時、為欲共謀。乃遣使召日本府【百済本記云、遣召鳥胡跛臣。 蓋是的臣也。】与任那。俱対言、新年既至。願過而往。久而不就。復遣使召。 俱対言、祭時既至。願過而往。久而不就。復遣使召。而由遣微者、不得同計。 夫任那之、不赴召者、非其意焉。是阿賢移那斯·佐魯麻都【二人名也。已見 上文。】姧佞之所作也。夫任那者、以安羅為兄、唯従其意。安羅人者、以日本 府為天、唯従其意【百済本記云、以安羅為父。以日本府為本也】。今的臣・吉 備臣・河内直等、咸従移那斯・麻都指撝而已。移那斯・麻都、雖是小家微者、 專擅日本府之政。又制任那、障而勿遣。由是、不得同計、奏答天皇。故留己 麻奴跪【蓋是津守連也】、別遺疾使迅如飛鳥、奉奏天皇。仮使二人【二人者、 移那斯与麻都也】、在於安羅、多行姧佞、任那難建、海西諸国、必不獲事。伏 請、移此二人、還其本処。 勅喻日本府与任那、而図建任那。故臣遣奈率弥麻沙: 奈率已連等、副己麻奴跪、上表以聞。於是詔曰、的臣等【等者、謂吉備弟君臣· 河内直等也】、往来新羅、非朕心也。曩者、印支弥【未詳】与阿鹵旱岐在時、 為新羅所逼、而不得耕種。百済路迥、不能救急。由的臣等往来新羅、方得耕種、 朕所曾聞。若已建任那、移那斯・麻都、自然却退。豈足云平。伏承此詔、喜 懼兼懐。而新羅誑朝、知匪天勅。新羅春取喙淳、仍擯出我久礼山戍、而遂有之。 近安羅処、安羅耕種。近久礼山処、斯羅耕種。各自耕之、不相侵奪。而移那斯・ 麻都、渦耕他界、六月逃去。於印支弥後来、許勢臣時【百済本記云、我留印 支弥之後、至既酒臣時。皆未詳】、新羅無復侵逼他境。安羅不言為新羅逼不得耕種。臣嘗聞、新羅毎春秋、多聚兵甲、欲襲安羅与荷山。或聞、当襲加羅。頃得書信。便遣将士、擁守任那、無懈息也。頻発鋭兵、応時往救。是以任那随序耕種。新羅不敢侵逼。而奏百済路迥、不能救急、由的臣等、往来新羅、方得耕種、是上欺天朝、転成奸佞也。曉然若是、尚欺天朝。自余虚妄、必多有之。的臣等、猶住安羅、任那之国、恐難建立。宜早退却。臣深懼之、佐魯麻都、雖是韓腹、位居大連。廁日本執事之間、入栄班貴盛之例。而今反着新羅奈麻礼冠。即身心帰附、於他易照。熟観所作、都無怖畏。故前奏悪行、具録聞訖。今猶着他服、日赴新羅域、公私往還、都無所憚。夫喙国之滅、匪由他也。喙国之函跛旱岐、弐心加羅国、而内応新羅、加羅自外合戦。由是滅焉。若使函跛旱岐、不為内応、喙国雖少、未必亡也。至於卓淳、亦復然之。仮使卓淳国主、不為内応新羅招寇、豈至減乎。歷観諸国敗亡之禍、皆由内応弐心人者。今麻都等、腹心新羅、遂着其服、往還旦夕、陰構姧心。乃恐、任那由茲永滅。任那若滅、臣国孤危。思欲朝之、豈復得耶。伏願天皇、玄鑒遠察、速移本処、以安任那。

(三月、百済、奈率阿七禄文・許勢奈率奇麻・物部奈率奇非等を遣わし、上表して日わく、奈率弥麻沙・奈率己連等、臣が蕃に至り、詔書を奉じて日わく、「爾等、宜しく彼れに在る日本府と共に、同に善計を謀り、早かに任那を建つべし。爾其れ之を戒め。他に誑かる勿れ。又た津守連等、臣が蕃に至りて勅書を奉じ、任那を建てんことを問う。恭しんで来勅を承け、敢えて時を停めず、為に共に謀らんと欲す。乃ち使いを遣わし日本府【百済本記に云わく、「鳥胡跋臣を遣召す」と。蓋し是れ的臣なり】と任那とを召す。倶に対えて言わく、「新らしき年既に至りぬ。願わくは過して往かん」と。久しくすれども就かず。復た使を遣わし召さしむ。倶に対えて言わく、「祭りの時に既に至りぬ。願わくは過して往かん」と。久しくすれども就かず。復た使を遣わし召さしむ。而るに微しき者を遣わせるに由りて、同に計るを得ず。夫れ任那の召すに赴かざるは、其の意に非るなり。是れ阿賢移那斯・佐魯麻都【二人の

221 (172)

名なり。已に上文に見ゆ】の姧佞の作せる所なり。夫れ任那は、安羅を以て 兄と為し、唯だ其の意に従う。安羅人は、日本府を以て天と為し、唯だ其の 意に従う【百済本記に云わく、「安羅を以て父と為す。日本府を以て本と為す」 と】。今的臣・吉備臣・河内直等、咸な移那斯・麻都の指撝に従える而已。移 那斯・麻都、是れ小さき家の微なる者なると雖も、専ら日本府の政を擅いま まにす。又た任那を制し、魔ぎりて遣わす勿し。是れに由りて同に計り、天 皇に奏答するを得ず。故に己麻奴跪【蓋し是れ津守連なり】を留めて、別に 疾使の迅ぶこと飛鳥の如くなるを遣わし、天皇に奉奏す。仮使二人【二人と は移那斯と麻都なり】安羅に在りて、多く姧佞を行わば、任那建て難く、海 西の諸国、必らず事うるを獲ず。伏して請うらくは、此の二人を移して、其 の本処に還さん。勅して日本府と任那とに喩して任那を建てんことを図れ。 故に臣、奈率弥麻沙・奈率已連等を遣わし、己麻奴跪に副えて、上表して以 聞せり」と。是に於て詔して曰わく、「的臣等【等とは、吉備弟君臣・河内直 等を謂うなり】新羅に往来せることは、朕が心に非ざるなり。曩者、印支弥【未 だ詳らかならず】と阿鹵旱岐と在りし時、新羅の逼る所と為り、耕種するを 得ず。百済路迥くして、急を救う能わず。的臣等の新羅に往来するに由りて、 方に耕種するを得たることは、朕の曾て聞きし所なり。若し已に任那を建てば、 移那斯・麻都、自然から却退せん。豊に云うに足らんや」と。伏して此の詔 を承りて、喜び懼ること懐に兼ぬ。而して新羅の朝を誑くこと、天勅に匪ざ るを知る。新羅、春に噪淳を取り、仍りて我が久礼山の戍を擯い出して、遂 に之を有つ。安羅に近き処、安羅耕種す。久礼山に近き処、斯羅耕種す。各々 自ら耕して、相侵し奪わず。而るに移那斯・麻都、他界を過ぎて耕し、六月 に逃げ去りぬ。印支弥より後ちに来たる、許勢臣が時にして【百済本記に云 わく、「我れが印支弥を留めしの後ちに、至りし既洒臣が時に」と。皆な未だ 詳らかならず】、新羅復た他境を侵し逼らること無し。安羅、新羅の為に逼ら れ耕種するを得ずと言わず。臣嘗て聞く、「新羅春秋毎に、多く兵甲を聚め、 安羅と荷山を襲わんと欲す」と。或いは聞く、「当に加羅を襲うべし」と。頃、

書信を得たり。便ち将士を遣り、任那を擁き守ること、懈息すること無し。 頻りに鋭兵を発し、時に応じて往きて救う。是を以て任那、序に随いて耕種す。 新羅敢えて侵逼せず。而るに百済路迥くして、急を救う能わず、的臣等の新 羅に往来するに由りて、方に耕種するを得たりと奏すは、是れ上は天朝を欺き、 転た姧佞を成すなり。暁然として是くの若きこと、尚お天朝を欺くものなり。 自余の虚妄は、必らず多く有り。的臣等、猶お安羅に住らば、任那の国、恐 るらくは建立すること難し。宜しく早かに退却すべし。臣深く懼る。佐魯麻都、 是れ韓腹なると雖も、位大連に居り。日本の執事の間に廁りて、栄班貴盛の 例に入れり。而今反りて新羅の奈麻礼冠を着たり。即ち身心帰附すること、 他に照われ易し。熟作す所を観るに、都て怖畏すること無し。故に前に悪行 を奏し、具さに録して聞訖ゆ。今猶お他服を着て、日ごと新羅の域に赴き、 公私に往還すること、都て憚る所無し。夫れ喙国の滅びたること他に由るに せ戦う。是れに由りて滅びたり。若使、函跛旱岐、内応を為さざれば、喙国 少さきと雖も、未だ必らずしも亡びざるなり。卓淳に至りても、亦た復た然り。 仮使、卓淳国の主、新羅に内応し寇を招くこと為さざれば、豈に滅ぶに至ら んや。諸国の敗亡の禍を歴観するに、皆な内応し弐心ある人に由りてなり。 今麻都等、新羅に腹心し、遂に其の服を着て、往還すること旦夕にして、陰 かに姧心を構う。乃ち恐るらくは、任那の茲れに由りて永く滅びんことを。 任那若し滅べば、臣が国孤り危うし。朝せんと思欲えども、豊に復た得んや。 伏して願わくは天皇、玄鑒遠察し、速やかに本処に移し、以て任那を安めし めよしと。)

### (16) 百済本記(3) 欽明紀五年一〇月条

冬十月、百済使人奈率得文·奈率奇麻等罷帰【<u>百済本記</u>云、<u>冬十月、奈率得文</u>· 奈率奇麻等、還自日本曰、所奏河内直·移那斯·麻都等事、無報勅也】。 (冬十月、百済使人奈率得文·奈率奇麻等罷帰せり【百済本記に云わく、「冬 219 (174)

十月、奈率得文・奈率奇麻等、日本自り還りて曰わく、奏せる所の河内直・ 移那斯・麻都等の事は、報勅無きなり」と】。)

#### (17) 百済本記(4) 欽明紀六年条

是年高麗大乱、被誅殺者衆【<u>百済本記云、十二月甲午、高麗国細群与麁群、</u> 戦于宮門。伐鼓戦闘。細群敗不解兵三日。尽捕誅細群子孫。戊戌、狛国香岡 上王薨也】。

### (18) 百済本記⑤ 欽明紀七年条

是歳高麗大乱。凡關死者二千余【<u>百済本記</u>云、<u>高麗、以正月丙午、立中夫人</u> 子為王。年八歳。狛王有三夫人。正夫人無子。中夫人生世子。其舅氏麁群也。 小夫人生子。其舅氏細群也。及狛王疾篤、細群・麁群、各欲立其夫人之子。 故細群死者、二千余人也】。

(是の歳高麗大いに乱れ、凡そ闘い死ぬる者二千余【百済本記に云わく、「高麗、正月丙午を以て中夫人の子を立てて王と為す。年八歳。狛王に三夫人有り。まかりもりくく 正夫人は子無し。中夫人、世子を生めり。其の舅氏は麁群なり。小夫人、子を生めり。其の舅氏は細群なり。狛王の疾篤するに及び、細群・麁群、各々其の夫人の子を立てんと欲す。故に細群の死ぬる者、二千余人なり」と】。

## (19) 百済本記⑯ 欽明紀一一年二月条

春二月辛巳朔庚寅、遣使詔于百済【<u>百済本記</u>云、三月十二<u>日辛酉、日本使人</u>阿比多、率三舟、来至都下】曰、朕依施徳久貴·固徳馬進文等所上表意、一々教示如視掌中。思欲具情。冀将尽抱。大市頭帰後、如常無異。今但欲審報辞。

故遣使之。又復朕聞、奈率馬武、是王之股肱臣也。納上伝下、甚協王心、而 為王佐。若欲国家無事、長作官家、永奉天皇、宜以馬武為大使、遣朝而已。 重詔曰、朕聞、北敵強暴。故賜矢卅具。庶防一処。

(春二月辛巳朔庚寅(一〇日)、使を遣わし百済に詔して【百済本記に云わく、「三月十二日辛酉、日本の使人阿比多、三舟を率い、来たりて都下に至る」と】日わく、朕、施徳久貴・固徳馬進文等が上れる所の表の意に依りて、一々教示すること掌中を視るが如し。情を具さにせんと思欲す。冀くは将に抱を尽くさん。大市頭の帰りし後ち、常の如くありて異なる無し。今、但た審らかに報辞せんと欲す。故に使を遣わせり。又た復た朕聞く、奈率馬武は是れ王の股肱の臣なり。上に納れ下に伝うること、甚だ王が心に協いて王の佐と為る。若し国家事無く、長く官家と作り、永く天皇を奉ぜんと欲さば、宜しく馬武を以て大使と為し、朝に遣わしむるべき而已」と。重ねて詔して曰わく、「朕聞く、北敵強暴なり。故に矢卅具を賜う。庶くは一処を防げ」と。)

### (20) 百済本記① 欽明紀一一年四月条

夏四月庚辰朔、在百済日本王人、方欲還之【<u>百済本記云、四月一日庚辰、日本阿比多還也</u>】。百済王聖明、謂王人曰、任那之事、奉勅堅守。延那斯・麻都之事、問与不問、唯従勅之。因献高麗奴六口。別贈王人奴一口【皆攻爾林、所禽奴也】。

(夏四月庚辰朔、百済に在る日本の王人、方に還らんと欲す【<u>百済本記</u>に云わく、「四月一日庚辰、日本の阿比多還る」と】。百済の王聖明、王人に謂いて日わく、「任那の事は、勅を奉じて堅く守る。延那斯・麻都の事は、問うも問わざるも、唯だ勅に従わん」と。因りて高麗奴六口を献ず。別に王人に奴一口を贈る【皆な爾林を攻めて禽とする所の奴なり】。)

## (21) 百済本記(8) 欽明紀一七年条

春正月、百済王子恵請罷。仍賜兵仗良馬甚多。亦頻賞禄。衆所欽歎。於是遣

217 (176)

阿倍臣·佐伯連·播磨直、率筑紫国舟師、衛送達国。別遺筑紫火君【<u>百済本</u> <u>記云、筑紫君児、火中君弟</u>】、率勇士一千、衛送弥弖【弥弖津名】。因令守津 路要害之地焉。

(春正月、百済王子恵、罷らんことを請う。仍りて兵仗・良馬を賜うこと甚だ多し。亦た頻りに賞禄す。衆の欽歎せる所なり。是に於て阿倍臣・佐伯連・播磨直を遣わして、筑紫国の舟師を率いて、衛送して国に達せしむ。別に筑紫火君を遣わし【百済本記に云わく、「筑紫の君の児、火中君の弟なり」と】、勇士一千を率い、弥弖に衛送せしむ【弥弖は津の名なり】。因りて津の路の要害の地を守らしむ。)

以上のように、『日本書紀』には、「百済記」が五例、「百済新撰」が三例、「百済本記」が一八例引用されている。『日本書紀』において、このように出典を明記した引用は、ほかにもみられるが、数としてはこの百済三書が最も多い。さらには、このように出典を明記しなくても、百済三書をもとにして記されたと考えられるものがある。

ここにみられるように、三書は、それぞれが引用されている天皇代が異なる。 「百済記」は神功紀・応神紀・雄略紀、「百済新撰」は雄略紀・武烈紀、「百済 本記」は継体紀・欽明紀である。そもそもそれぞれが対象としている時代が 異なっていたものと考えられる。

『日本書紀』には多くの朝鮮関係記事がある。最も古いのは、崇神紀の「任那」記事であり、最も新しいのは、持統紀の「新羅」記事である。そうした全体からすれば、百済三書はそのうちの一部の時期にのみ用いられているということになるが、関係記事の量としては、最も多いといえる。

この百済三書の成立時期については、大きくわけて、推古期説と七世紀後半から八世紀初の『日本書紀』成立直前説とにわかれる。前者は、漢字の用字法の検討から導かれたものであるが、古い時期の用字が後代にまで残っていてもおかしくはなく、それとは別に七世紀後半以後にならなければみられ

ない用語もある。近年では、後者の説のほうが有力になっているといえる。その場合、百済が滅亡し、遺民による復興のための抵抗も抑えられたあとに亡命してきた百済人たちが作成した、という考えが有力である。そして、日本において、日本の天皇に仕えて暮らしていくために、自分たちがいかに古くから、天皇のために尽くしてきたか、ということを記して献上されたものとされる。そこに造作も考えられる。また、『日本書紀』の編纂において、これら百済三書は、記事そのものの引用に加えて、年代枠の設定にとっても重要な役割を果たしたと考えられる。それらを引用し、かつその上で、それに潤色・改変を加えたことが認められる。

### 二 神功紀四六年~五二年条と「百済記」

まず「百済記」をとりあげたい。その場合、『日本書紀』巻九・神功皇后摂 政四六年~五二年条は、上記の百済三書史料(1)を含み、全体としても「百 済記」と関わりの深い記事であり、その検討からはじめたい。

『日本書紀』の当該の原文は長いので、ここでは、概要を示す。

○四六年三月、斯麻宿禰を卓淳国に派遣した。卓淳王が斯麻宿禰に言った。 「甲子年七月に百済の久氐ら三人がやってきて、日本への道を尋ねたが、 まだ通じていないので知らないと答えたところ、もし日本の使者が来た ら告げて欲しいといって帰った」と。斯麻宿禰はそこで従者(爾波移) と卓淳人(過古)を百済に派遣した。百済の肖古王は喜んで厚遇した。 従者は卓淳にもどり、志摩宿禰に伝え、ともに帰国した。

○四七年四月、百済王、久氐ら三人を派遣して朝貢してきた。いっしょに新羅の朝貢使も来た。二国の貢物を調べると、新羅のほうは珍異なものが多く、百済のほうはよくなかった。久氐らにただしたところ、道に迷って新羅に着き、貢物を取り替えられてしまったと訴えた。そこで皇太后は新羅の使者を責め、天神に誰を新羅に派遣して罪を問わすべきか聞い

215 (178)

た。天神は千熊長彦【千熊長彦はその姓がよくわからない。<u>『百済記』に</u> <u>「職麻那那加比脆」というのはこれであろうか</u>』がよいと教えたので、千 熊長彦を新羅に派遣し、問罪させた。

○四九年 (a) 春三月、荒田別・鹿我別を将軍として、百済からの使者で ある久氏らとともに兵をととのえて渡り、卓淳国にいたり、新羅を襲お うとした。(b) そのときにあるものがいった。「兵衆が少なければ、新羅 を破ることはできません。さらにまた沙白盖盧を奉じて軍士を増すこと を要請いたします | と。(c) そこで木羅斤資・沙沙奴跪【このふたりは その姓がわからない。ただし木羅斤資のみは百済の将である】に命じ、 精兵を率いて、沙白盖盧とともに派遣した。ともに卓淳に集い、新羅を撃っ て破った。(d) その結果、比自体・南加羅・喙国・安羅・多羅・卓淳・ 加羅の七国を平定した。(e) そこで兵を西に移して、古奚津にいたり、 南蛮の忱弥多礼を攻取して百済に賜与した。(f) ここで、百済王の肖古 および王子の貴須がまた軍をひきいて来会した。(g) ちょうどそのとき、 比利・辟中・布弥支・半古の四邑がみずから降伏してきた。(h) そこで、 百済王父子および荒田別・木羅斤資らがいっしょに意流村に会し、たが いに見て喜び、厚くもてなして送らせた。(i) ただ千熊長彦と百済王は、 百済国にいたり、辟支山に登って盟した。また、古沙山に登り、磐石の うえで、百済王が盟していった。「……磐石の上で盟するのは、長く朽ち ることがないことを示すものです。そこで、今からのち、千秋万歳まで 絶えることなく、常に西蕃と称し、春秋に朝貢いたします」と。(j) そ こで千熊長彦をつれて都下に至り、厚く礼遇し、また久氏らをつけて送っ た。

○五○年二月、荒田別らが帰国した。五月に千熊長彦・久氐らやってきた。 皇太后がどうしてしきりにくるのか尋ねると、久氐らは、わが王が喜んで、 至誠を表わすのですと答えた。そこで多沙城を増賜した。

○五一年三月、百済王がまた久氐を派遣した。千熊長彦に久氐を送らせた。

百済王の父子は額を地につけ、永久に西蕃となり、貳心のないことを誓った。

○五二年九月、久氐らが千熊長彦に従ってやってきて、七枝刀・七子鏡 および重宝を献じた。これより以後、毎年朝貢してきた。

これは、全体として一つの話を伝えるもので、記事として一連の記事である。 それは、百済がどのようにして、朝貢するようになったか、という話といえる。 そしてまたここに、いわゆる「加羅七国平定記事」がみえている。かつての「任 那支配説」すなわち、古代日本が朝鮮半島南部に「任那」という植民地をもっ ており、四世紀後半以来、五六二年まで統治していた、そのための機関が任 那日本府である、という考え方の、起点をなす記事である。この記事が、歴 史的事実であるとみなされ、それを起点とする、占領・支配が始まったとみ てきたのである。

しかしこの一連の記事には、問題が多い。その検討に際して、四七年条の分注に「『百済記』に「職麻那那加比脆」というのはこれであろうか」とあることに注目しなければならない。これによれば、「千熊長彦」は、もともと「百済記」に「職麻那那加比跪」と記されていた名を、日本名に置き換えたものと考えることができ、四七年条の本文も、「百済記」がもとになっていることが考えられる。とすれば、一連の記事といえる四六年~五二年条全体にも、「百済記」が大きく関わっているのではないかと想像することができるのである。その点に注意しつつ、特に問題点が集中している四九年条をとりあげて、より細かく検討したい。

「加羅七国平定記事」とよばれるのは、この (d) にみえる「比自体・南加羅・ 喙国・安羅・多羅・卓淳・加羅の七国を平定した」という箇所である。七国 はいずれも加羅の諸国である。加羅とは、加耶ともいう。同じ語で、表記が 異なるのみであるが(ほかにも駕洛・伽耶・賀羅・迦羅など)、朝鮮古代史の 213 (180)



基本史料である『三国史記』では主に「加耶」を用いている。『日本書紀』で「加羅」を用いるのとは大きく異なる。わたしは通常、加耶を用いているので、ここでも加耶と表記する。加耶とは、朝鮮半島の東南にあった小さい国々を指す。一つの国ではなく、小国群である。七国のなかの比自体は比自火国で現在の昌寧郡、南加羅は金官国で金海市、安羅は咸安郡、加羅は大加耶国で高霊郡、多羅は陝川郡双册面、卓淳は昌原市にそれぞれあった国である。咏国は以前は大邱市にあった国とみるのが多かったが、「喙」は実はあちらこちらにある地名で、何らかの地形的な特徴をいう言葉ではないかと思われる。卓淳も、それに関わる名称である。その卓淳に近いと考えられる喙已呑も、当然「喙」に関わるもので、ここではそれを指すと考える。金海市の西で、昌原市との間とみられる。(e)の「南蛮の忱弥多礼」は済州島にあてることもあるが、全南の長興郡あたりの耽津江流域とみることもできる。(g)の「比

利・辟中・布弥支・半古の四邑」は「比利・辟中・布弥・支半・古四の邑」 と読む説もあるが、いずれにしても全羅道にあてられている。

神功紀はよく知られているように、その紀年を干支二運(一運は六○年) くりさげて修正しなければならない。

神功紀には、

五十五年、是の歳、百済の肖古王薨ず。 五十六年、是の歳、百済の王子貴須立ちて王と為る。

という記事がある。百済王の薨去と即位のみを伝えるものである。『日本書紀』にはそのような記事がいくつかある。日本の天皇が百済王を册封した、ということを示したものであるというみかたもあったが、これは年代枠の基準に利用したものと考えられる。定点として、配したということである。

神功皇后摂政五五年・五六年は、『日本書紀』の紀年では西暦二五五年・二五六年である。肖古王・王子貴須とは、百済の近肖古王・近仇首王にあたる。『三国史記』によれば、近肖古王の薨年は三七五年、近仇首王の即位もその年(薨年称元・踰月称元のため)であり、一二〇年の差がある。『三国史記』をもとにすれば、『日本書紀』の記事は、一二〇年早くに繋けているのである。それは対比すれば明らかであり、古くから知られていた。江戸時代において、『三国史記』はほとんど流通していないが、それをもとにした『東国史略』『東国通鑑』などが「韓史」として板刻もされていた。『日本書紀』は意図的に、神功紀の記事を一二〇年早めたのであり、現在は、それを一二〇年繰り下げて、もとに戻す必要があるのである。

従って、神功紀四九年は西暦三六九年にあたる。この記事が、そのうえで、 史実として認めてよいのであれば、倭は三六九年に新羅を撃破し、加耶諸国 を平定した、ということになる。じっさい、そのとおりに認めようとする見 解もある。しかし、結論的にいえば、そのように考えることはできない。 211 (182)

四九年条は、説明の便宜上、上記のように(a)~(j)まで、一〇に分けている。これらが、「百済記」とどのように関わるのかについて考えてみる。

- (a) には「荒田別・鹿我別」という「百済記」の表記とは思えない、日本的な表記法の人名がみえるが、それは古くから、『日本書紀』の造作であるとされている。
- (c) に「木羅斤資」がみえる。かつてはこれを日本人とみる説もあったが、注にも示されるように百済の将としてまちがいない。『日本書紀』にはこれ以後、さらに二回登場する(百済三書史料(2)(3))。この「木羅斤資」がみえることから、それをふくむ(c)は、「百済記」に基づくものであると推定することができる。その点に異論はない。問題は、そこに改変・造作がみられるかどうか、および、「百済記」にもとづく記事は(c)以外、どこまで含むのか、である。
- (e) の「忱弥多礼」であるが、これは応神八年条の分注に引く「百済記」(百済三書史料(3))のなかに、「わが枕弥多礼……の地を奪う」とみえており、「百済記」としてあい応ずる内容となっている。
- (i) (j) に「千熊長彦」がみえているが、これは神功四七年条にもみえ、上記のとおり、ほんらいは「百済記」にみえる人名であり、それを『日本書紀』編者が、日本風にあらためたものである(別の所伝にみえる「千熊長彦」という人名をそれにあてた、ということでもよい)。従って、「千熊長彦」がみえる(i)(j) は、「百済記」の文章をもとにしているか、それをふまえて造作しているか、いずれかであると思われる。

また、百済の立場から記されたとみられる記述もある。(h) の「厚くもてなして送らせた」や、(j) の「厚く礼遇し、また久氐らをつけて送った」が、そうである。そしてそれは、これらが百済系の史料にもとづくものであること、および、その記述法がそのまま残されたものであることを、うかがわせるものである。

これらの点からすれば、詳細は別にして、(d) 以下についても、およそ「百

済記」をもとにした記述であることは、認めてもよかろう。

しかし、だからといって、それらが史実を伝えたものであるということにはならない。実は、(d)以下には、次のような問題点が指摘できるからである。

- (イ)(c)に新羅を撃ったとあり、(d)に「その結果」(原文「因りて」)加羅七国を平定した、とあるが、どうして、「因りて」になるのか、よくわからない。新羅が撃破されたことで、それに従属していた加羅七国が新羅からはなれて降った、というような因果関係を想定できなくもないが、それならば、その間の説明があってしかるべきであるし、そもそもこの加羅七国が新羅に従属していた、ということが、五六二年の加耶諸国滅亡よりも以前にあったとは、考えられない。加羅諸国平定記事は、きわめてとうとつな印象をうける。
- (ロ) 平定したとする七国のひとつに、新羅を撃つために集結した卓淳が含まれているのは、不合理である。卓淳との友好な関係は、四六年条にもみえるところである。
- (ハ) 加羅・南加羅という表記であるが、加羅=大加耶国をたんに加羅と記し、それを基準にして、それに対する南の加羅として金官国を記すのは、大加耶国が金官国とならぶ、あるいはそれをしのぐ有力国となる、五世紀なかば以降でなければならない、と考える。
- (二)全羅道南端まで、百済の支配がおよぶのは、現実には、漢城でいったん滅んだ百済が熊津で再興されてのち、五世紀末から六世紀初にかけてのこととみられる。(e) にあるように、「百済に賜与した」ということであっても、あるいは、千寛宇のいうように、倭とは無関係に百済が実力で領有した、とみるのであっても、それを四世紀の時点のことと考えることはできない。

千寛宇は、この記事を、年代をそのままに、主体を倭ではなく、百済におきかえるべきことを主張した。つまり、加羅七国平定も、それにつづく全羅道方面経略も、すべて百済が三六九年にじっさいにおこなった事実であるとするのである。このように、千寛宇はこの記事をとおして、四世紀における

209 (184)

百済の全羅道領有を、史実として把握するのであるから、それでは水かけ論に終わるおそれもある。ただ、全羅南道羅州市潘南面の古墳群を中心とする 栄山江流域は、甕棺墓の墓制を特徴とし、百済の墓制とはことなる。これは、 この地域が百済文化圏とは異なる文化圏を形成していたことを示すものと考える。

(ホ) 四九年条は、あらゆる点で二重になっているという。それは末松保和が指摘することであるが、末松によれば、征戦の主人公として荒田別・鹿我別のほかに「千熊長彦」が主人公然としてあらわれること、(h) で百済王父子と木羅斤資らが会したという「意流村」は百済王都(慰礼城=漢城)を指すとみられるが、それは(j) で「千熊長彦」がいたったという「都下」と同じであるとみられること、また(g) のみずから降伏したという邑のうち「辟中」と、(i) で「千熊長彦」と百済王が登って盟したという「辟支山」が同じとみられること、などがその理由としてあげられている。地名が一致するかどうかは別としても、(i) (j) に、それまでみえない「千熊長彦」がとつぜんあらわれるのは、不自然である。

これらの問題点について、それなりの解答があたえられねばならない。わたしは、次のように考える。

山尾幸久は、木羅斤資について記した記事は、『日本書紀』が干支をもう一運さかのぼらせる造作をしているとみる。木羅斤資は、この神功四九年条以外に、先にもふれたように、『日本書紀』にあと二回登場する。神功六二年(干支二運繰り下げて三八二年)条と、応神二五年(同じく四一四年)のそれぞれ分注に引く「百済記」のなかにおいて、である。

その記事の内容は後述するが、山尾のこの結論は、妥当であると考える。 つまり、神功四九年条は、「百済記」においてほんらい四二九年に繋年され、 神功六二年条・応神二五年条も、それぞれ四四二年・四七四年に繋年されて いたものを、『日本書紀』編者が干支三運さかのぼらせて使った、とみるので ある。

さて、そこで四九年条であるが、木羅斤資がみえる記事(c)と(h)、および(c)とつながり、しかも「沙白盖盧」という「百済記」の表記らしい人名をふくむ(b)をとりあえず、ほんらい四二九年に繋年されていたものとする。(c)と(h)のあいだにある(d)(e)(g)も、一応、それに準じて考えてみる。とすると、「荒田別・鹿我別」のみえる(a)と「百済王の肖古および王子の貴須」のみえる(f)と「千熊長彦」のみえる(i)(j)が残るが、これはそれらとはきりはなして考えてみよう。ほんらい三六九年に繋年されていたものかどうかはいま問わないで、他といっしょにさらに繰り下げては考えないのである。そうすればまず、上にあげた(ホ)の二重性は解消する。

では、四二九年のことと修正したばあい、 $(b) \sim (e) (g) (h)$  は、どうであろうか。 $(A) \sim (a)$  としてあげた問題点は、あいかわらず残る。とくに(d) の加羅七国平定記事に問題点が集中している。これはもはや、造作を想定しなければ、理解できないのではないだろうか。山尾は、これを、神功五二年条にみえる「七枝刀・七子鏡」の「献上」記事に対応して、その縁起として『日本書紀』編者が添えた造作であるとする。わたしは、「百済記」の造作であってもかまわない、とも思うが、(d) を省いても、(c) と (e) はむりなくつながるから、やはり『日本書紀』の造作である蓋然性のほうがより高いであろう。

それに対し (e) (g) は、「百済記」の造作とみるべきである。ただ、(h) は、 (a) (f) と対応させるために、『日本書紀』編者がつけくわえたとみられる「父子」「荒田別」を省けば、とくに問題はない。なお、(c) に「ともに卓淳に集い」とあるのは、前後をつなぐために『日本書紀』編者がつけくわえたともみられるが、ほんらいこのままあったとしても、矛盾はなく、ひとまずこのままにしておく。

以上、推測をかさねたところを、整理してみると、神功四九年条は、つぎ のように考えることができよう。 207 (186)

「百済記」には、(b) (c) (e) (g) (h) が四二九年に繋年されて記されていた。そのうち (e) (g) は、「百済記」の造作であり、史実の核としては、(b) (c) (h) のみであった。『日本書紀』は通例、「百済記」を干支二運ひきあげて利用するのであるが、このばあいは、干支三運ひきあげてもちいた。そしてそのうえで、(h) に改変をくわえ、(a) と (d) を造作した、ということであろう。

(f) (i) (j) は、よくわからないが、あるいは、ほんらい「百済記」に三六九年に繋年していた記事であったものをもとにしているのではないかと思う。「千熊長彦」は、「百済記」では「職麻那那加比跪」とあったのであり、『日本書紀』の改変は否定しがたいが、四六年条、五〇年条、五一年条、五二年条と、つづけてあらわれており、つまりそのかぎりで、一貫しているといえる。

四二九年にくりさげるべき記事を再掲すれば次のとおりである。ただし(h) の「父子」「荒田別」ははぶいておく。

(b) そのときにあるものがいった。「兵衆が少なければ、新羅を破ることはできません。さらにまた沙白盖盧を奉じて軍士を増すことを要請いたします」と。(c) そこで木羅斤資・沙沙奴跪に命じ、精兵をひきいて、沙白盖盧とともに派遣した。ともに卓淳に集い、新羅を撃って破った。(e) そこで兵を西に移して、古奚津にいたり、南蛮の忱弥多礼を攻取して百済に賜与した。(g) ちょうどそのとき、比利・辟中・布弥支・半古の四邑がみずから降伏してきた。(h) そこで、百済王および木羅斤資らがいっしょに意流村に会し、たがいに見て喜び、厚くもてなして送らせた。

これでもなお、『日本書紀』編者の造作が加わった部分は残り、「百済記」 の記述そのままではない。たとえば木羅斤資は、百済の将であり、それが倭 の命令によって、しかも倭の地から派遣されるのはおかしい、という指摘がある。それはそのとおりであり、千寛宇は、だからこそ、これがほんらい百済を主体に記していたものを、『日本書紀』編者が改めたものであるとして、百済中心の歴史事実であるとみたのである。「百済記」の記述は、やはり百済を主体としたものであったと思われる。「百済」という表記もやはり改めたものとすべきである。

ただし、(e) に「百済に賜与した」とあるのは、「賜与した」という点まで『日本書紀』の造作であるか、「百済記」における迎合的改変であるのか、判断するきめてがない。また、(b) の冒頭は、(a) につなぐために『日本書紀』が改変しているのであろうが、「沙白盖盧」は、ここではじめて登場するのに「さらにまた」(原文「更に復た」)とあり、ほんらいこれ以前に何らかの記事があったことをうかがわせる(同年条とは限らないが)。

このようになお問題もあるが、ほんらい四二九年にかけられた「百済記」 の内容をいちおうまとめれば、

百済将の木羅斤資は沙白盖盧や倭の沙沙奴跪らとともに、精兵をひきいて、卓淳に集結し、新羅を撃破し、兵を西に移して南蛮の忱弥多礼を攻取した。そのとき、比利・辟中・布弥彌支・半古の四邑がみずから降伏してきた。木羅斤資は凱旋し、意流村まで来た王と会し、王はもてなして送らせた。

というようなものであったとみられる。木羅斤資が新羅を撃った、ということは、応神二五年条の分注に引く「百済記」の記述と対応するもので、史実とみても問題がない。それに対して、繰り返しになるが、「南蛮の忱弥多礼」の攻取や、「比利・辟中・布弥支・半古の四邑」の降伏は、造作と考えるべきである。なぜそのような造作をしたのか、といえば、上のようなまとめからは、木羅斤資の活躍をよりいっそう華々しいものとするためであったとみるしか

205 (188)

ない。

以上、ながながと述べてきたが、それは、「百済記」にも造作があり、『日本書紀』はそれによりつつ、さらに造作をくわえた、ということを確認しておきたかったからである。これによって『日本書紀』編修の具体的なあとづけが、いくらかできたように思う。

いわゆる加羅七国平定記事にたちもどり、改めて考えてみると、それは『日本書紀』編者の造作である可能性が高いもので、歴史的事実とは無縁のものである、といわなければならない。また、そもそも三六九年の記事として、加耶にかかわるものは卓淳国の記事のみであったのである。

末松保和は、(d) の加羅平定記事をはじめとして、およそ歴史的事実を伝えるものとした。そして、「己巳年の史実」とよび、倭による画期的出兵が行なわれた年とみなし、ここに「任那」が成立した、とみたのである。つまり、この平定によって、倭は、「任那」をミヤケとして領有することになり、ここから「任那」経営が始まる、としたのであり、いわゆる「任那支配説」の大きな前提となる記事としてとらえたのである。これがかつての通説であったことは、先にもふれたとおりである。しかしそれが正しくないことは、ここまでの検討のみでもあきらかである。加羅七国平定記事が否定されれば、経営すべき対象としての「任那」は存在しえないのである。そもそも、このような怪しげな記事を、末松がなぜ「己巳年の史実」として、根幹に据えようとしたのか、よく理解できないほどである。

では、四世紀の事実として、何も知ることができないのかというと、そうではない。加耶諸国の早岐(王)たちを前にした、あるいは使者を通して加耶諸国に伝えた百済の聖明王(=聖王。在位五二三~五五四)のことばが『日本書紀』欽明紀にみえている。

たとえば二年(五四一)四月条の「昔、わが先祖の速古王・貴首王の世に、 安羅・加羅・卓淳の旱岐らが、はじめて使を遣わして相通じ、厚く親好を結 んだ」というように。ほかにも同年七月条と五年(五四四) ——月条に似た ような表現がみえる。

これは、百済三書のひとつである「百済本記」をもとにしたとされる一連の記事のなかにみえるものである。速古王・貴首王とは、上述の通り、近肖古王・近仇首王のことで、これに従えば、聖明王は、百済が近肖古王・近仇首王の時代つまり四世紀後半に、加耶諸国と友好関係を結んだと認識していたことになる。加羅とは四世紀後半の時点でいえば大加耶ではなく、金官国を指していると考える必要がある。

問題は、この聖明王の認識が、史実として確認できるかどうか、である。このときの聖明王は、加耶諸国に対して、かつての友好関係をもちだして、そうした関係にもどろう、と懇請するのであり、そのままに受け取るのは慎重でなければならない。しかし上でもとりあげたように、百済と卓淳の通交は、神功紀四六年条にみえる「甲子年」(三六四年)ごろにはじまったとして問題ない。もっともそれは、百済から卓淳へ使者が来た、ということで、加耶の旱岐らから遺使した、ということではない。しかし、その百済から卓淳への遺使ののち、金官・卓淳と、そこから少し内陸にはいった安羅が、百済に遺使した、ということであっても、おかしくはない。ここではとりあえず、加耶諸国の一部と百済が四世紀後半から通交関係をもったことを、認めておきたい。そのばあい、通交は海路(沿岸航路)によったものである。

上記のように、山尾幸久説にしたがって、木羅斤資が登場する三記事は、 干支一運(六〇年)さらにくりさげるべきであると考える。そのうちまず神 功四九年条については、すでに示したとおりであり、四二九年の事実として、 百済の木羅斤資が倭の沙沙奴跪らとともに、新羅を撃ったことが知られる。 加耶諸国にかかわるような内容としては、もし「卓淳に集う」とするのがほ んらいのものであれば、集結地が加耶の卓淳であったことになる。百済軍は 海路卓淳にいたり、倭軍とそこで集結したということになろう。 203 (190)

木羅斤資が登場するのは、あと二回あるが、そちらは大加耶とかかわりが あるとみることができる。それは、まず神功紀六二年条本文・分注であり、 百済三書史料の(2)にあたる。現代語訳で示せば、次の通りである。

新羅が朝貢してこなかった。その年、襲津彦を遣わして新羅を撃たせた【「百済記」にはつぎのようにある。「壬午の年に、新羅が、貴国を尊奉しなかった。貴国は、沙至比跪を遣わして、それを討たせた。新羅人は、美女ふたりを飾りつけて津にむかえさそわせた。沙至比跪は、その美女を受けて、かえって加羅国を伐った。加羅国王の己本旱岐、および児の百久至・阿首至・国沙利・伊羅麻酒・爾汶至らは、その人民をひきいて百済に来奔した。百済は、厚くもてなした。加羅国王の妹既殿至は、大倭にむかい、啓していった。「天皇は、沙至比跪を遣わして新羅を討たせました。しかし新羅の美女を納め、新羅を討たずに、かえってわが国を滅ぼしました。兄弟・人民はみな流離してしまいました。憂思にたえません。そこでやってきて申し上げるのです」と。天皇は、おおいに怒り、すぐに木羅斤資を遣わし、兵衆をひきいて加羅に来集し、その社稷をもとに復させた」と】。(【 】は分注)

神功紀六二年は、『日本書紀』の紀年では二六二年であるが、干支三運繰り下げると四四二年となる。その上で、事実を伝えているかどうかの検証をする。「百済記」の「壬午の年」がもともと四四二年を指しているとみたうえで、検証しようというのである。文章そのままに理解すれば、倭が沙至比跪を遣わして、新羅を討たせたが、新羅を討たないで加羅国を伐った。加羅国王以下、百済に来奔し、百済は厚遇した。加羅国王の妹が倭に乞師し、天皇は木羅斤資を遣わし、加羅の社稷を復興させた、ということになる。

この「加羅国」であるが、もしこの記事を、倭の関与もふくめて、なんらかの事実を伝えたものとみるならば、南海岸地方の金官国・安羅国などはそ

れ以前にすでに倭と友好関係にあったのであるから、そうした友好勢力を足場にしてさらに内陸部へ進出しようとする倭のすがたを見いだすべきで、大加耶であってこそ理解できると考える。

これとあわせてみておかなければならないのは、木羅斤資の登場する記事としては最後の、巻一〇・応神二五年条の分注である。百済三書史料の(3)である。

『百済記』にはつぎのようにある。「木満致は、木羅斤資が新羅を討ったときに、その国の婦女を娶って生んだものである。その父の功績によって、任那を専らにした。わが国にやって来て、貴国に往還した。制を天朝からうけて、わが国の政治を執り、権勢は世にならびなかった。しかし天皇は、その横暴さを聞いて召された」と。

応神二五年も、ふつう干支二運くりさげる修正をして四一四年にあてるが、ここではやはり、もう一運くりさげた四七四年のこととして検証する。ここに木羅斤資の子木満致がみえる。『三国史記』の百済本紀の蓋鹵王二一年(四七五)条に、次王となる文周とともに漢城をすてて南行する人物として「木刕満致」がみえており、これと同一人物であることは疑いない。『三国史記』の原文は「木刕」(モッキョウ)であるが、それは「木刕」(モクライ)のあやまりであり、百済の有力な姓である。木羅は「木刕」に通じ、ほんらいは同じである。木氏もまた同じであり、木羅=木刕=木ということになる。この事実が、木羅斤資にかんする記事を干支三運繰り下げるべきであるとする、有力な根拠のひとつである。

木満致は、「木羅斤資が新羅を討ったときに、その国の婦女を娶って生んだ」という。木羅斤資が新羅を討ったのは、史料にみえない事実を想像することもできなくはないが、まずは史料にみえるもので考えるのが正道であろう。とすれば、それは、上記の神功四九年条の記事しかないのである。それが、

201 (192)

四二九年に繰り下げられれば、そのころ生まれて、壮年になった木満致が、 文周とともに南行した、ということで問題ないのである。

山尾幸久はこれらを通して、次のような史実を想定する。「「沙至比跪」(葛城襲津彦)が大加羅国(高霊)を討った。大加羅国の王や王子らはみな百済に逃げて乞師。木羅斤資は出征して沙至比跪ら倭の兵を駆逐する」。そして「この大加羅蹂躙の特色は、ヤマト王権の独自の作戦であることである」「この時木羅斤資はふたたび大加羅の社稷の危局を救った。大加羅王の百済木羅(木刕・木)氏への依存は強まったであろう。その子の満致は大加羅付近を独自の権力基盤としており、五世紀中ごろから百済王権に進出したのである」と。

さてわたしは、基本的には、山尾説に賛成である。つまり四四二年に倭は、かねてより友好関係にある金官国もしくは安羅国を足場として、独自に大加耶に進出し、そこに覇権を確立しようとしたが、大加耶の救援要請をうけた百済の攻撃によって失敗した、と考える。「百済記」にすでに造作があることは、さきに見たとおりである。それを念頭においてみていくと、やはり木羅斤資を天皇が派遣したとするのが疑問視される。そこでそれを百済が派遣した、と読みかえれば、乞師したさきは百済であったとみなければならない。したがって、当初の新羅を伐とうとしたことが事実かどうかはわからないが、それ以外の経緯は以上のように把握すべきであろう。

しかし、その後の、大加耶政権に対する木羅氏の関与についての山尾の理解は、果たしてどうであろうか。「この時木羅斤資はふたたび大加羅の社稷の危局を救った」とするのは、それ以前にも救ったことがあるという理解を前提にするものであるが、その前提は疑問である。また、応神二五年条には確かに、木満致が「その父の功績によって、任那を専らにした」とあるが、その実態はどのようなものであろうか。「父の功績」というのは、神功六二年条にみえることを指しているとみてまちがいないが、「百済記」にも造作があることは、すでにのべたとおりであり、百済側の史料を過度に評価するのは問

題である。

木羅斤資が社稷を復したのは加羅国であったが、「任那」はいったい何を指しているのであろうか。もし加耶諸国の汎称であるとすれば、大加耶国を救ったことで、加耶諸国全体に専権をもったということになるが、そのようなことはおよそ事実として認めがたい。「任那」が神功六二年条の「加羅国」を指したものであるとすれば、それとは異なった表記ということになり、統一性に欠ける。「百済記」の記事ではないのではないかとの疑いをもたせる。いずれにしても、なんらかの作為がうかがわれるのである。

ただしこれ以後、大加耶は、百済に依存することが強くなったと想像でき、 百済が大加耶に影響力をもったことも考えられる。そしてその場合、百済に おいて大加耶問題を中心的に担当したのが、木羅斤資およびそのあとをつい だ木満致であったとみることはできよう(後述)。

ここで神功紀の四六年~五二年全体の、「百済記」との関係について、あらためて述べておきたい。

古典文学大系の『日本書紀』の頭注には、「百済記を史料とし、かなり自由な筆致で構文したもの。ただし、五十年条・五十一年条などは全体として書紀の述作とみられ、四十七年条もそれか」とあるように、『日本書紀』の造作が多いことも古くより指摘されている。特に、そこにあげられている五〇年条・五一年条は、一般的にあきらかな造作であるといわれている。

記事の内容からは、『日本書紀』がいったい何を主張しようとしたのか、明白である。倭はこのころより、百済がくりかえし朝貢使をおくり、西蕃と称し、永久に朝貢することを誓う相手として存在していた、ということである。そのような主張をするために、それ以外でも造作がおこなわれているが、四九年条に六〇年のちの事実がくりあげられていることはすでに述べた通りであり、先にその部分をはぶいて示したのであった。そのほかの造作については、論者によって、意見がわかれるが、わたしは、つぎのように考える。

199

(一)四六年条には、倭から卓淳への使者派遣と、その使者が従者「爾波移」を卓淳から百済に派遣した(卓淳人「過古」に随伴して)ことを伝える。卓淳王と倭の使者との問答などは造作が多いが、百済に倭人が卓淳人といっしょにやってきた、というようなことは、「百済記」に伝わっていてもよさそうである。

- (二) 卓淳王のことばの中にみえる「甲子年」は三六四年であろう。この年、 百済の使者が卓淳にきたということは認めてよかろう。ただし、卓淳の王が 倭の使者に告げる、というかたちで、「百済記」にあったとは思えない。この 年百済が卓淳に使者を送った、というようなことではなかったかと思う。
- (三)四七年条には百済から久氐ら三人(ほかに弥州流・莫古)が派遣されたことを伝える。この人名が「百済記」によったものであることは問題なかろう。ただし、久氐らは、あきらかな造作とされる五〇年条・五一年条を含めて前後四回(最後は五二年条)、倭に使者として来ている。上に引いた古典文学大系の頭注では、四七年条も造作であると考えており、わたしも大半はそうであると思うが、久氐らの派遣の事実が一回のみであれば、ここまで久氐らにこだわって造作するのはしつようにすぎるように思う。わたしは、久氐らがやって来たのは四七年条と五二年条の二回あったのではないかと考える。
- (四)「職麻那那加比跪」が「百済記」にみえるというが、それはいつどのようなかたちでか。四九年条の、六○年さらにくりさげるべき記事をはぶいた残りに、「千熊長彦」が登場する。しかもそこでは、百済王と会するかたちで登場する。しかしいつ派遣されたかは記していない。さがせば、四七年条に、新羅に派遣したとみえるのがあるのみであり、記事の限りではこのあと百済にむかった、ということになろう。四七年条の新羅への派遣は造作であり、百済に直接派遣した、というのがほんらいではなかろうか。ただし、その繋年が気にはなる。繋年はべつにして、「百済記」にはほんらい、「職麻那那加比跪」が百済に来て百済王と会し、百済王は久氏らをつけて送った、とあっ

たと考える。

(五) それでは、「職麻那那加比跪」が久氐らにともなわれて倭にもどったのはいつか。五○年条・五一年条が造作であるとすれば、それは、五二年条しかない。ここでわたしは、五二年条の繋年にも造作を想定したい。五二年条は一般に「百済記」に基づくものであるといわれるが、「百済記」ではほんらい四九年条と同一年に繋けられていたのではなかろうか。『日本書紀』は、四九年条に対して、木羅斤資の記事をひきあげ、加羅七国平定記事などを造作し、また五○年条・五一年条を造作したため、五二年条を三年ほど繰り下げて繋年したのではないかと考える。

もしほんらい「百済記」にあったとすれば、干支紀年であって、五二年条の繋年は動かしがたい、というように理解されているが、『日本書紀』の造作において干支の繋年のみはぜったい動かさなかった、というようなみかたが必要であろうか。

以上のような考えのもとで、「百済記」に記されていたと考える内容を整理 すれば、次のようになろう。

- 三六四年 百済が卓淳に使者を派遣した。
- 三六六年 百済に倭人(斯麻宿禰の従者爾波移)が卓淳人(過古)といっ しょにやってきた。
- 三六七年 百済が倭に久氐らを派遣した。

こののち、倭が職麻那那加比跪を百済に派遣してきた。

三六九年 百済王近肖古王はそれを厚遇し、さらに久氐らをつけて送った 久氐らは七枝刀・七子鏡などを記念としてもたらした。

百済の使者は、卓淳まで、『魏志』倭人伝にみえる帯方郡からの行路と同様に、沿岸航路をとって、船でやってきたとみるのが自然である。卓淳は海岸の昌原地方にあたる。四世紀の百済と加耶諸国の通交のはじまりは事実と考えられる。その卓淳を介して、倭と百済との通交がはじまったことも、その通りであろうと思う。そして、三六九年に七枝刀が贈られたことは、石上神

197 (196)

宮(奈良県天理市)に現存する『七支刀』が証明する通りである。

以上、「百済記」をとりあげ、『日本書紀』がどのようにそれを利用したか、また造作を加えたかについて、検討を加えた。『日本書紀』の編纂は、ここで示したのとは逆に、ほんらいの「百済記」をもとにして、それを用い、また改変して造り上げたものであると考えられるということである。

### 三 百済王暦と「百済新撰」

次に「百済新撰」をめぐる問題をとりあげたい。

「百済新撰」を引くのは三箇所であるが、最初にあたる百済三書史料(6)百済新撰①では、「己巳年、蓋鹵王立つ」と、蓋鹵王の即位について記している。雄略紀の二年条は、百済の池津媛が石川楯と婬したため二人を焼き殺したことを記すのであるが、注で、その池津媛は、適稽女郎といい、百済から送られてきたことを記し、蓋鹵王の即位が「己巳年」であるとしているのである。蓋鹵王が適稽女郎(池津媛)を送ったとは記していないが、即位したことを記し、そのあと送ってきたというのであるから、それをほのめかしている、といえる。「己巳年」は当然、雄略二年(四五八)に先立つ己巳で、四二九年と考えられる。

しかし、『三国史記』においては、蓋鹵王の即位は四五五年であり、大きく 異なっている。蓋鹵王は、『宋書』では餘慶として登場するが、百済伝の記事 では、その前の映・毗も登場しており、年代をおって、

景平二年(四二四) 映が宋に長史張威を派遣朝貢。

元嘉二年(四二五) 宋の太祖(文帝)が百済に使者を派遣し、映を册封。 その後、毎歳、遣使。

七年(四三〇) 毗が宋に朝貢。映を册封。

二十七年(四五〇) 毗が宋に遣使朝貢。太祖、要請に応える。 毗が死んで、子の慶が即位。 大明元年(四五七) 使者を派遣し、授爵要求。

と記されている。『宋書』本紀では、これに加えて、元嘉六年(四二九)の遺 使記事があるが、王名は記されていない。

これに従えば、慶の即位は四五〇年以後で、最初の宋への遺使は四五七年であった。

映は、四二四年に使者を派遣、四二五年に宋から使者。それ以後、毗が即位したことになるが、四三○年が記録に残る毗の最初の遺使であり、即位はそれ以前ということになる。

いずれにしても、己巳年(四二九)に即位したとすれば、毗であるという ことになる。

ではなぜ、毗有王とあったはずのところを蓋鹵王に変えたのか。

そのことを考えるために、百済王の即位あるいは薨去について、『日本書紀』がどのように伝えているのかをまず確認しておきたい。『日本書紀』には、先に見たように肖古王の薨去が記されていたが、それを最初として、それ以後の百済王の即位・薨去についておよそ次のように記している。

神功紀五五年(二五五 修正三七五)是歳 肖古王が薨じた。

神功紀五六年(二五六 修正三七六)是歳 王子の貴須が王になった。

神功紀六四年(二六四 修正三八四)是歳 貴須王が薨じた。王子の枕 流王が王になった。

神功紀六五年(二六五 修正三八五)是歳 枕流王が薨じた。王子の阿 花が年少で、叔父の辰斯が王位を奪った。

応神紀三年(二七二 修正三九二) 是歳 辰斯王が殺され、阿花が王となった。

応神紀一六年(二八五 修正四〇五)是歳 阿花王が薨じた。天皇が直 支王を帰国させ王位につけた。 195

応神紀二五年(二九四 修正四一四) 直支王が薨じた。子の久爾辛が王 になった。

雄略紀二年(四五八)条に引く百済新撰の己巳年(四二九) 蓋鹵王が即位した。

雄略紀二一年(四七七)三月 天皇が久麻那利を汶洲王に賜って王とした。 雄略紀二三年(四七九)四月 文斤王が薨じた。天皇が末多王を帰国さ せ王位につけた。

武烈紀四年 (五〇〇) 是歳 末多王が国人に殺され、武寧王が即位した。

継体紀一七年(五二三)五月 武寧王が薨じた。

継体紀一八年(五二四)正月 明王が即位した。

欽明紀一五年(五五四)一二月 明王が新羅に殺された。

欽明紀一八年(五五七)三月 威徳王が即位した。

## これに対して、『三国史記』百済本紀では、

三七五年 近肖古王が薨じ、近仇首王が即位した。

三八四年 近仇首王が薨じ、枕流王が即位した。

三八五年 枕流王が薨じ、辰斯王が即位した。

三九二年 辰斯王が薨じ、阿莘王が即位した。

四〇五年 阿莘王が薨じ、腆支王が即位した。

四二〇年 腆支王が薨じ、久尓辛王が即位した。

四二七年 久尓辛王が薨じ、毗有王が即位した。

四五五年 毗有王が薨じ、蓋鹵王が即位した。

四七五年 蓋鹵王が薨じ、王都が陥落した。文周王が即位した。

四七七年 文周王が殺され、三斤王が即位した。

四七九年 三斤王が薨じ、東城王が即位した。

五〇一年 東城王が殺され、武寧王が即位した。

五二三年 武寧王が薨じ、聖王が即位した。 五五四年 聖王が殺され、威徳王が即位した。

としている。肖古王・貴須王は先にふれたが、阿花王が阿莘王、直支王が腆支王、汶洲王が文周王、末多王が東城王、明王が聖王をそれぞれ指しており、そのように見つつ、応神紀までを干支二運繰り下げて修正した年代で対比すれば、貴須王(近仇首王)の即位が一年ずれがあるものの、それは称元法の違いとして問題なく、その後は応神紀一六年の直支王(腆支王)即位まで一致している。

異なるのは、応神紀二五年条の直支王薨去・久尔辛王即位、己巳年の蓋鹵 王即位である。毗有王は、まったく記されてもいない。

それ以後は、雄略紀二一年の汶洲王即位の二年のずれ、武烈王四年の末多 王薨去・武寧王即位の一年のずれがあるが、ほかは一致している。

この王系の問題を検討した三品彰英は、「直支王から武寧王に至る王暦を通観するに、その不一致の度合から二期に分けることができる」として、蓋鹵王即位までと、その後の武寧王即位までに分け、「矛盾発生の原因」が「質を異にしている」という。そして、干支二運引き上げる記事と、そのままにする記事が、ちょうどこの間で分かれることが関わるのではないかとみる。「恐らくその間に百済王暦を連続的に綴って行くことのできなかった史料的事情があったらしい」「あるいは史料的事情ではなく、百済王国の政治史そのものに王位に関して不明確な実情があったのかもしれない」ので、「書紀編纂の上からと歴史的な問題との両面から」考える必要がある、とする。そうした上で、直支王の在位に関する異説も、記されていない毗有王に対しても、百済史の現実を反映しているというように理解している。そして、直支王から蓋鹵王に至るあいだに、久尔辛王か毗有王のいずれかを認めていないのは、「百済王廷における複雑で現実的な立場をそれぞれ主張しているものと解すべきではなかろうか」。『三国史記』がすべて伝えるのは、「歴史の現実から遠く離れた

193 ( 200 )

後世の編纂書が、伝えられていた王名をすべて網羅して百済王暦を編輯した 結果で」ある、という興味深い解釈に到達している。

しかし、この問題は、それほど複雑に考える必要があるのであろうか。己 巳年の蓋鹵王即位の問題からみれば、まず疑問であるのは、雄略紀二年条に、 なぜ己巳年のことを記した「百済新撰 | を引いているのか、ということである。 己巳年にあたるのは、『日本書紀』の紀年に従えば、允恭一八年にあたる。 己巳年のことを引きたいのであれば、そこに置かれるべきものである。しかし、 記された内容は「天皇遺阿礼奴跪、来索女郎。百済荘飾慕尼夫人女、曰適稽 女郎。貢進於天皇」であり、適稽女郎を送ってきたことである。それは池津 媛すなわち適稽女郎をその無礼によって焼き殺したという本文と対応するも のである。では、その内容は、己巳年にあったこととみるのが妥当であろうか。 己巳年と雄略二年とは、二九年の差がある。二九年前に送られてきた適稽女 郎が、この時になって石川楯と婬した、ということは考えがたい。送られて きて、それほど立たないうちに、石川楯と姪して、焼き殺されるようになっ たということであろう。石川楯と婬したのが、焼き殺されるよりもかなり以 前であったとは考えにくい。そして、送られてきたのも、それほど前のこと であるとは考えられない。「己巳年、毗有王立つ」とあったものが、蓋鹵王に 置き換えられた、とみるのが、一般的な理解であるが、もともと毗有王であっ たとすれば、むしろおかしい。現実に送ってきたのはその通り蓋鹵王とみる のが妥当であろう。そして雄略二年に近い時期に、とみるのが無理がないの ではなかろうか。とすれば、毗有王を蓋鹵王に置き換えたのではなく、「己巳 年、毗有王立つ。○○年、蓋鹵王立つ | というようにあったものを、誤って「己 巳年、蓋鹵王立つ」としてしまった、とみるほうがわかりやすい。雄略二年 をさかのぼることそれほどではない年に、蓋鹵王が即位し、求めに応じて適 稽女郎を送った、ということであろう。そもそも雄略二年条に「己巳年、毗 有王立つ」という部分は、関わりがなかったのであるが、蓋鹵王即位のこと を記すつもりで、その前の部分も誤って引き、しかも一部削除してしまった、

とみることができるであろう。

そうであれば、『三国史記』の伝える蓋鹵王の即位年が乙未年(四五五)であり、その年代としては、先に見た『宋書』から得た条件である、慶すなわち蓋鹵王の即位が四五〇年以後であると限定できる点からも問題なく、また敢えてその年を排除する必要もない。

このように考えれば、ほんらい「百済新撰」には、「己巳年、毗有王立つ。 …… 乙未年、蓋鹵王立つ。」とあったということになる。毗有王は、上記のように、『三国史記』では四二七年に即位したことになっているが、ここに「己巳年」に即位したと復元できるとすれば、むしろそれが正しいと考えることもできる。

『日本書紀』における他の原史料においても、毗有王の治績に関わるものはなく、こうしたまちがいがそのままになってしまったのではないかと思う。

もうひとつの大きなずれといえる、応神紀二五年条の直支王薨去・久尓辛 王即位記事であるが、それは百済三書史料の(4)で示した、百済記④を含む ものである。

その「百済記」については、木羅斤資の記事を含み、通常の干支二運ではなく、干支三運引き上げられた記事であると述べたものである。そういう前提で、改めて応神紀二五年(修正四一四)条全体を考えてみたい。再度引用すれば、次の通りである。

百済直支王薨。即子久爾辛立為王。王年幼、木満致執国政与王母相婬多行無礼。天皇聞而召之【<u>百済記云、木満致者、是木羅斤資討新羅時娶其</u> 国婦而所生也。以其父功、専於任那。来入我国、往還貴国。承制天朝、 執我国政。権重当世。然天朝聞其暴召之】。

(百済の直支王薨ず。即ち子の久爾辛立ちて王と為る。王年幼かれば、木 満致国政を執るも王母と相婬し、多く無礼を行う。天皇聞きて之を召す【百 191 ( 202 )

済記に云わく、「木満致なる者は、是れ木羅斤資、新羅を討ちし時、其の 国の婦を娶りて生みし所なり。其の父の功を以て、任那を専らにす。来 たりて我が国に入り、貴国に往還す。制を天朝より承け、我が国政を執る。 権重世に当たれり。然れば天朝其の暴を聞き之を召したり」と】。)

本文の「百済直支王薨。即子久爾辛立為王」は、通例、干支二運引き上げられた記事として、干支二運繰り下げた修正をして、史実かどうかの追究をしている。いっぽう注に引くのは、ほんらいその歳ではなく、六〇年あとの話である。もともと年代の異なる二つの記事を合わせて、この二五年条を綴っているのである。両者を結びつける場合、単に並べただけでは、ひとつの話にならず、そのためのくふうが必要である。その点について考えてみよう。

「百済記」は、木満致が木羅斤資の子で、父が新羅を討ったときに、新羅人女性を娶って生んだ子とする。先にもふれたが、それを『日本書紀』の記す範囲で考えれば、神功紀の四九年条の記事しか、該当するものがない。その時のことと考えれば、木満致は神功五〇年くらいに生まれたということになる。そして、応神二五年には、四〇歳代なかばになっていることになる。

木満致が「国政を執った」という「百済記」の記事を本文にとりこむ必要があり、その際に、木満致が王母と婬したということを造作したのであろう。 現実の木満致の生まれは六〇年あとなので、直支王・久尓辛王との接点はありえず、それを結びつけようとする記事は造作でしかない。その場合、王がまだ幼く、王母も木満致に相応する年代であるということが必要であった。 そのためさらに、幼い王が即位した、というように造作したのではなかろうか。 応神紀三九年(修正四二八)条に「春二月、百済直支王、遺其妹新斉都媛

心神紀三九年(修正四二八)采に「春二月、日頃直文王、追兵妹利月郁媛 以令仕。爰新斉都媛、率七婦女、而来帰焉。」とあり、直支王が登場する。上 記の『宋書』から得られる条件でも、腆支王は、四三○年に近い時期まで生 きていたとみることができる。

応神紀一六年(修正四〇五)に即位したという直支王(腆支王)は、その

時点にもそのまま在位していたものと考えられるが、そうすると、木満致と 王母との関係の説明がつけにくい。そのために、矛盾を含みながらも、この時、幼い王が立ったかのようにしたということではないかと考える。

以上のように考えれば、応神紀二五年条の直支王薨去・久尓辛王即位、己 巳年の蓋鹵王即位という、『三国史記』とは大いにずれが生じ、また『宋書』などとも齟齬が生じる記事について、どちらも、『日本書紀』の誤り、造作であるということになり、それを除外すれば、ほかのずれは説明可能なものしか残らない。結果として、毗有王が「抹殺」されるかたちになったが、毗有王の事績を伝えていない『日本書紀』の立場としては、問題にはならないといえる。

では、百済三書史料(7)(8)の百済新撰②③はどうであろうか。

ここには、昆支君(琨支王子・琨支王)が、蓋鹵王の弟であること、末多王(東城王)と武寧王がその昆支の子で、武寧王が兄、末多王が異母弟であることを伝えている。先にとりあげた百済新撰①にも蓋鹵王のことを伝えていたが、残された百済新撰の記事は、蓋鹵王を中心とした王族の系譜を伝えるものとなっている。

昆支は、『三国史記』百済本紀にも登場するが、そこでは、文周王の弟とされている。文周王三年(四七七)条に、

夏四月、王弟昆支を拜して内臣佐平と爲す。……秋七月、内臣佐平昆支卒す。 とある。わたしは、この前後の百済王系を諸史料をもとにして復元したこと があるが、ここで詳論する余裕がなく、結論のみ記せば、昆支は蓋鹵王の弟 であるとする「百済新撰」のほうが正しいといえる。

武寧王について、ここでは昆支の子としているが、『日本書紀』の本文では、 蓋鹵王の子とし、『三国史記』では、東城王(末多王)の子としている。これ も結論的には、昆支の子とする「百済新撰」が正しい。

「百済新撰」をもとに、武寧王即位に至る経緯を整理すれば、蓋鹵王の弟で

189 ( 204 )

ある昆支が倭に向かった。途中の島で武寧王が生まれた。「島自り還し送る| というのは、武寧王が昆支の子であればおかしい。そのまま倭に向かったと みるべきである。その後、他の史料によれば、四七五年に高句麗によって漢 城(現、ソウル市江南)にあった王都が攻め落とされ、蓋鹵王が殺され、百 済はいったん滅亡する。そして文周王が、まったく別の地である熊津(忠清 南道公州市)で再興する。文周王をめぐっても異説があるが、わたしは、蓋 鹵王の母の弟であると考えている。広く王族とは言えても、直系とは言えな い文周王が、百済を再興したということになる。昆支は、文周王の女婿であっ た。倭に滞在していた昆支であったが、母国が滅んだこと、さらには岳父の 文周王が国を再興することを聞いて、急ぎ帰国した。その時、末多王・武寧 王は、倭に置いたまま帰国したと考えられる。文周王の孫にあたる末多王は 四七七年に帰国するが、武寧王は文周王とは関係なく、そのまま倭にとどまっ た。文周王は、みずからの後継者として子の三斤王を立てるが、すぐに病死 したため、孫である末多王を立て、自らの後継者であると中国王朝(この時は、 南斉であった)に伝えた。そのときまで、文周王は生きていたはずである。 そして、「百済新撰」に戻り、その末多王が、無道であるという理由で、民に 殺され、武寧王が擁立されたということになる。わたしは、このクーデタは、 文周王・三斤王・末多王と、文周王の系統がつづくことに対して、それに反 対する人たちによって起こされたと考えている。その際、その系統ではない 武寧王が、倭から呼び戻されて王位についたものと考えられる。

さて、武寧王の即位した年であるが、「百済新撰」には、年代を記していない。しかし、『日本書紀』は、武烈紀四年条に引用しているのであり、五〇二年にあたる。

『三国史記』では、武寧王の即位について、

武寧王。諱は斯摩【或いは隆と云う】。牟大王の第二子なり。身は長八尺。 眉目画の如し。仁慈寛厚にして民心帰附す。牟大、位に在ること二十三 年にして薨じ位に即く。

〔元年(五○一)〕春正月、佐平苩加、加林城に拠りて叛く。王、兵馬を 帥いて牛頭城に至り、扞率解明に命じて之を討たしむ。苩加、出でて降る。 王、之を斬り、白江に投ず。

としているが、即位の年 = 元年は、五○一年としている。『三国史記』の年表でも、辛巳年に「二十三、東城王薨じ、武寧王斯摩即位す。元年」としており、辛巳年は五○一年である。ところが、東城王の最後について、

二十三年(五〇一)……八月、加林城を築き衛士佐平苗(苩)加を以て 之に鎮せしむ。

冬十月、王、泗沘の東原に猟す。十一月、熊川の北原に猟す。又た泗沘 の西原に田す。大雪に阻まれ馬浦村に宿る。初め王、苩加を以て加林城 に鎮せしめんとするも、加、往くを欲せず、辞するに疾を以てす。王、 許さず。是を以て王を怨み、是に至りて人をして王を刺さしむ。十二月 に至りて乃ち薨ず。諡して東城王と曰う。

とあり、その五〇一年が東城王の殺された年になっている。『三国史記』は、前王の薨年に次王が称元する方式を採用しており(それが当時の現実かどうかは別)、その点では、同じ年に前王が薨じ、その年に次王が即位するということで、通例というべきであるが、ここでそれはおかしい。東城王は、その年の十二月に薨じているため、同年である武寧王の元年の記事が正月から始まることはあり得ないことである。これは、編集上の問題があるようであるが、では現実にはどうかといえば、武寧王の即位は、翌年でなければならない。そしてそれは、武烈四年に該当する。おそらく「百済新撰」が、その年のこととして記しており、しかもそれは正確に伝えていた、と考えることができるのである。

187 ( 206 )

このように見てくれば、「百済新撰」は、毗有王から末多王までの百済王について、極めて正しく記していた、というべきである。

ただし、蓋鹵王の死については、「百済記」を引用している(百済三書史料(5))。しかも、本文の雄略二〇年(四七六)は、「百済記」の示す「乙卯年」(四七五)の一年あとである。本文に、「百済記」以外の基づくところがあったのか、まちがえて引いたのか、よくわからない。注においても、年がずれていることにふれておらず、対応するものとして用いているようにみえる。また、「百済新撰」にも、記事があったものと推定できる。なぜ「百済新撰」ではなく、「百済記」を引用したのかも、よくわからない。

## 四「百済本記」と継体・欽明紀

最後に「百済本記」であるが、それが見られるのは、百済三書史料(9)以下、最後の(21)までであるが、(9)が継体紀三年、(21)が欽明紀十七年、と継体紀・欽明紀にのみである。継体・欽明の時代は、百済としても、武寧王が即位し、広く南方領域拡大をめざす時期であり、百済史が展開する時期でもある。

「百済本記」引用は、「百済記」「百済新撰」の引用とは異なり、固有名詞の 出典として用いられるものがほとんどである。「百済本記」に、どのような文章で記されていたかはよくわからないが、おそらくそれをもとにして本文を 成文し、注で「百済本記」を用いて固有名詞の表記を示す、という方法である。 編集の方法として、大きく異なるもので、その理由は明確ではないが、編者 の分担が異なるということかもしれない。

継体七年~一○年は、己汶・多沙を百済に賜与する、という記事である。 現実には、百済がみずからの実力で、己汶・多沙に進出したもので、倭の関与は大きくない。その場合に、百済三書史料(10)にあげたように、「百済本記云、委意斯移麻岐弥」、(11)で「百済本記云、物部至々連」と固有名詞の出典を記すのみである。しかし本文も、およそ「百済本記」に基づいて記さ れたものと考えられる。

これに先立つ継体六年条には、いわゆる「任那四県割譲」記事がある。そこにも、七年条に「委意斯移麻岐弥」と注記した「穂積臣押山」が登場しているが、「百済本記」の注記はない。七年条以後は「百済本記」をもとにしているが、六年はそうではない、ということを明言しているようにみえる。百済史料に基づかない造作記事ということである。

百済三書史料(12)は、ほかでの用いかたと異なり「此云廿五年歳次辛亥崩者、取百済本記為文」とする。年次のみを「百済本記」に従った、ということである。ただしそこには、「其文云、太歳辛亥三月、軍進至于安羅、営乞モ城。是月、高麗弑其王安。又聞、日本天皇及太子・皇子、倶崩薨」とあり、「百済本記」の原文を引いている。この原文は、百済軍が安羅に進駐し乞モ城を造営したこと、および高句麗で王の弑殺があったことを伝えている。それはほかに見られない事実であり、貴重な史料といえる。「百済本記」には、百済三書史料(17)(18)のように、高句麗国内の事情のみを伝えたものがあり、しかも本記事と同様に、ほかでは見られない。高句麗史を考える上でも、重要な史料となっている。

百済三書史料 (13) 欽明紀二年条~ (16) 欽明紀五年一〇月条には、「百済本記」が九回引用されている。多くは固有名詞の説明である。この欽明二~五年は、いわゆる「任那復興会議」のことを記す箇所であり、すべてそれに関わる引用である。

いわゆる「任那復興会議」とは、末松保和が『任那興亡史』で「任那復興会議」と名づけたものをうけて、便宜的に用いる名称であり、じっさい百済の聖明王が、「任那」の復建に名をかりて、加耶諸国の首長らを百済王都泗沘(現在の忠清南道扶餘郡夫餘邑)に召集して主張をのべたり、安羅に使者をおくって主張をのべたりしている。厳密には百済において開かれた二回の会議をいうべきであろうが、ここではその間の一連の動きを、まとめてこのようによぶことにする。簡単にその間の経緯をおえば、

185 (208)

(a) 二年四月、任那の旱岐らと任那日本府の吉備臣が百済へ行き、聖明王が〔南加羅・卓淳・喙己呑の三国の〕復建策を問うた。旱岐らが答えていった。「新羅と再三議したがこたえがない。卓淳らとおなじようなわざわいをうけることを恐れる」と。聖明王は、速古王・貴首王代からの友好関係を強調し、「三国は新羅が強いためではなく内応などのために滅びたのであり、新羅は独力で任那を滅ぼせない、力をあわせよう」といい、旱岐らは、贈り物をうけとってかえった。

- (b) 秋七月、百済は安羅の日本府と新羅が通計していることを聞いて、使者を安羅に派遣し、新羅に行った任那の執事を召して、議した。べつに新羅と通計した安羅の日本府の河内直らを責めた。そして「任那」に、速古王・貴首王いらいの友好関係を再度強調し、「三国をもとにもどし、倭に朝しよう。新羅のわなにおちてはいけない」とさとした。聖明王はまた任那の日本府に、「新羅の甘言をうけて天皇をはずかしめてはいけない」といった。
- (c) 秋七月(あるいは三年の)、百済が倭に使者を派遣してきて、下韓・ 任那の政を奏し、四年四月に帰った。
- (d) 四年秋九月、聖明王が倭に使者を派遣し、扶南の財物などを献じた。
- (e) 十一月、津守連を派遣して百済に詔していった。「任那の下韓にいる 百済の郡令・城主を日本府に附けるべきである」と。また宣して、「任那 を早く建てれば河内直らはおのずからしりぞくであろう」といった。聖 明王は、宣勅を聞き、佐平らに問うたが、佐平らは、「郡令・城主は出す べきではありません。復建のことは勅を聞くべきです」とこたえた。
- (f) 十二月、聖明王は前の勅をひろく群臣にみせて問うた。群臣らは、「任那の執事・国々の旱岐らをよび、ともに計るべきです。河内直・移那斯・麻都らがいると復建はむずかしいので、本国に返らせるようにしましょう」といい、聖明王もじぶんの意見とおなじであるといった。
- (g) この月、百済が遣使して任那の執事と日本府の執事とをよんだが、

ともに「元旦がすぎてから行く」とこたえた。

- (h) 五年春正月、百済がまた遺使して任那の執事と日本府の執事とをよ んだが、ともに「祭がおわってから行く」とこたえた。
- (i) この月、百済がまた遺使して任那の執事と日本府の執事とをよんだが、 ともに執事をおくらず、身分のひくいものをおくったので、議すること ができなかった。
- (j) 二月、百済は、使者を任那に派遣して日本府と任那の旱岐らにいった。 「わが国は倭に遺使して、日本府とともによいはかりごとをするようにと の詔を受けた。また倭から使者の津守連も来た。そこで、みたび日本府・ 任那の執事を召集したが来ないため、はかることができない。三月十日 に倭に使者を送り、そのことを天皇に奏するつもりである。日本府の卿・ 任那の旱岐ら各々使者をわが使者とともに倭へ派遣せよしと。またべつ に河内直にいった。「昔からおまえの悪事を聞いている。おまえの先祖た ちは、ともによこしまな考えをいだいてひとを誘惑した。任那が日々損 なわれるはおまえのためである。天皇にはおまえたちを本国に返せと申 し上げる」と。また日本府の卿・任那の旱岐らにいった。「おまえたちが 来なければ任那の復建を議することができない」と。日本府がこたえて、 「任那の執事が行かないのは、わたしが遣わさないからです。天皇は、印 奇臣を新羅に、津守連を百済に遣わしたから、新羅・百済には行くなと いわれました。たまたま印奇臣が新羅に行くのを聞いて問うてみると、 新羅に行って勅を聞けとのことでした。途中でよった津守連も、百済へ は郡令・城主撤退を求めに行くのみであるといいました。百済につどい 勅を聞けとはしりません|といった。また任那の旱岐らも「日本府の卿 が行くことを認めないので、聖明王の心情はわかるが行けません」といっ た。
- (k) 三月、百済が使者を倭に派遣して上表した。「さきに任那や日本府の 執事らをよびましたが参りませんでした。それは阿賢移那斯と佐魯麻都

183 ( 210 )

の策謀によります。そもそも任那は安羅を兄とし、安羅の人は日本府を 父として、その意にしたがっております。的臣・吉備臣・河内直らは移 那斯・麻都らにしたがっております。このふたりが日本府の政をほしい ままにしているのです。ふたりが安羅にいて策謀すれば、任那を復建す ることはできません。新羅は、喉淳をとり、わが久礼山の戍(守備兵) をおいだして占領しました。安羅にちかいところは、安羅が耕種し、久 礼山にちかいところは、新羅が耕種しており、たがいに侵奪しておりま せん。ところが、移那斯・麻都は境界をすぎて耕し、逃げ去りました。 わたしはかつて、新羅が春秋ごとに多くの武器を集めて安羅と荷山とを 襲おうとしていると聞きました。また、加羅を襲おうとしているとも聞 きました。そのころ手紙を得て、救援軍をさしむけ、任那も耕種するこ とができ、新羅もせまらなくなりました。的臣らが新羅にかよったため に耕種することができたというのは、天朝をあざむくものです。佐魯麻 都は、韓腹にうまれながら、日本の執事にまじって栄達し、いま新羅の 奈麻礼冠を着け、新羅に赴くことをはばかりません。三国は内応によっ て滅んだのです。麻都らを本国に移すべきです」と。

- (1) 十月、百済の使者が帰った。
- (m) 十一月、百済が、日本府の臣・任那の執事を召集し、旱岐らは百済に行った。聖明王は、任那を復建する計略を問うた。吉備臣・任那の旱岐らは「王とともに天皇の勅を聞きましょう」といった。聖明王は、「任那を復興し、もとのとおり兄弟となりたい。聞くところによれば、新羅と安羅両国の境におおきな川があり、要害の地という。わたしはここに六城を造営し、天皇に三千の兵士を請い、新羅に耕作させないように苦しめれば、久礼山の五城はおのずから武器を捨てて降伏し、卓淳も復興するであろう。これが策の第一である。南韓に郡令・城主を置くのは、多難をすくい、強敵(北敵=高句麗)をふせぎ、新羅を制するためであり、そうでなければ滅ぼされて朝聘することができない。策の第二である。

吉備臣・河内直・移那斯・麻都がいては任那を復建できない。かれらを本邑に移すべきである。これが策の第三である」といった。吉備臣や旱岐らは、「三つの策は、わが心情にかなったものです。帰って日本の大臣・安羅の王・加羅の王に諮問し、天皇に奏上いたします」とこたえた。

というようになる。この一連の記事が、およそ「百済本記」に基づくものであると考えられる。しかし百済三書自体に造作があり、さらに『日本書紀』編修の段階でも造作が考えられることは、すでにみてきたとおりである。従って「百済本記」に基づくとしても、史料としては十分に注意を要する。

まず、いわゆる「任那復興会議」について考えてみたい。この一連の動きは、 百済系の史料であることからも無理がないといえるが、百済の積極的なはた らきかけが目につく。では、百済はなにを意図していたのであろうか。

一貫してみられる百済側の主張は、(j) (k) (m) にみえるように、また (e) (f) からもうかがわれるように、「任那日本府」の的臣・吉備臣・河内直・阿賢移那斯・佐魯麻都らの放逐である。かれらが新羅と通計・内応している、というのがその理由である。的臣・河内直らは新羅に往来し、佐魯麻都にいたっては、新羅の奈麻の衣冠を身につけている。これは、新羅の身分を表示するものである。

「任那復興会議」とよばれるのは、新羅に滅ぼされた南加羅(金官)・除己呑・卓淳の三国を復建することを目的とした集まりだからであるが、通してみれば、それは単なる名目にすぎないことがわかる。百済がくりかえしのべているのは、三国が新羅の実力によってではなく内応によって滅びたということで、新羅に内応することを戒めるかたちでとりあげているのである。それはとうぜん、参席の諸国の「内応」を警戒しているからである。

じっさい、「内応」は、「任那日本府」の河内直・阿賢移那斯らに限られる ものではなかった。百済の非難は、かれらに集中しているが、ただ一ヶ所、(b) に安羅に行って「新羅に行った任那の執事を召して議した」とある。「任那の 181 (212)

執事」は、たびたびみえているが、とくに(m)での用例に従えば、「任那の 早岐」を指しているといえる。しかしじっさいには、ふつうにいわれるように、 早岐の下の官人であろう。安羅で召していることから、とくに安羅の官人か と思われる。新羅との「内応」は、安羅の意向でもあったのである。

とすれば、河内直・阿賢移那斯らの放逐をくりかえし求めるのは、安羅の 意向にそった倭系の人物を排除することが目的だということになる。それが、 百済のねらいとかかわるものであろう。百済としては、安羅が新羅に「内応」 するのをとめることが最重要の課題であったのである。

ここで、安羅の意向を体現しているというべき「任那日本府」について、考えておかなければならない。「日本府」ということばからの連想か、これを機関・官衙のように考えることがあるが、「日本」は当時の用語ではない。欽明一五年条に「安羅に在る諸倭臣」という語がある。これが、ことばどおり、実態を伝えるものであろう。しかし、機能を示すものではない。意味としては、「倭宰」が近いであろう。

「倭宰」とする理解は、『釈日本紀』にもみえるように、古くからある。「倭のみこともち」ということで倭の使臣、使臣団を意味する。近年、この理解を採用する論者がふえてきた。わたしもそれでよいと考える。

使臣団が卿(大臣)・臣・執事の三等官構成であってもおかしくない。また、 河内直ら在地の人物をふくんでいるが、一般的にはそれもおかしいことでは ない。

これをかつて考えてきたような統治機関とみるには、おおきな飛躍が必要であることが理解されよう。「任那日本府」という語は、『日本書紀』において、この欽明紀にのみあらわれる。上にあげた箇所がほとんどすべてである。雄略紀に一ヶ所「日本府」がみえるが、それは史料的に問題がある。その用例をどうみても、統治機関という理解は出てこないように思う。さらに、その語があらわれる年代を大きくこえて、存在を認めようとするのは、もはや史料の限界をこえている。

この「任那日本府」の執事らが、加耶諸国の王や百済王といっしょに、会議に参加している。そこでこうした会議は、加耶諸国の重要問題を決するために恒常的にひらかれたもので、「任那日本府」はそうした合議体を構成していた、というような理解もある。

しかしこの会議をそのように理解することはできない。そもそも百済がよびかけて、大加耶連盟の諸国が参席するような会議が、この時期いぜんにひらかれることはまず考えられない。それはこれまでの歴史的経過からすれば、とうぜんであろう。参席しているこの会議においてさえ、大加耶などはとくに積極的にというわけではない。うえにみたようなおもわくをもった百済が懇請するかたちで実現したのである。

以上は、いわゆる「任那復興会議」の実相について考察したものであるが、その史料における「百済本記」の利用のされかたについて、「百済記」や「百済新撰」と異なり、固有名詞の出典としてあげるのがほとんどであり、実際の原文と思われるものが示されていない。事実としての「任那復興会議」を考えてみた場合、倭国は、安羅に近い立場をとり、百済とは対立的であった。その上で、諸国を主導するような立場を取っているが、そこには造作があったと考えられる。ただ、その具体的な編集のあとづけは難しいものとなっている。

## おわりに

『日本書紀』に引かれた百済三書について、具体的な記事が、『日本書紀』にどのようなかたちで用いられているのか、その際にどのような改変がなされ、さらにまったく原文と異なる造作がなされるのか、等について追究を試みた。そもそも百済史・高句麗史・加耶史を考えるうえで、対比する史料がないものが多く、貴重な史料が少なくない。また編集が加えられたとしても、その様相を追究でき、ほんらいどうであったかを考えることができるものも

179 ( 214 )

多く、史料的な価値をあらためて評価できることが可能になったといる。基本的に三書ともに、百済の王暦や百済史の実相を伝えるものと言え、慎重な 史料批判を経れば、極めて有効な史料として用いることができそうである。

注

- (1) 三品彰英「百済紀·百済新撰·百済本紀について」『朝鮮学報』24 輯、1962。同『日本書紀朝鮮関係記事考證 上巻』吉川弘文館、1962。天山舎再版、2002。同『日本書紀朝鮮関係記事考證 下巻』天山舎、2002。
- (2) 百済三書に関する研究は、津田左右吉「百済に関する日本書紀の記載」(『古事記及日本書紀の研究』岩波書店、1924。のち『津田左右吉全集』二巻〔岩波書店、1963〕に収録)以後、さかんに続けられてきた。近年の研究として、仁藤敦史「『日本書紀』編纂史料としての百済三書」(『国立歴史民俗博物館研究報告』194集、2015)・広瀬憲雄「百済三書と日本書紀」(遠藤慶太ほか編『日本書紀の誕生』八木書店、2018)などがあり、研究史も詳しい。
- (3) 田中俊明「于勒十二曲と大加耶連盟」『東洋史研究』48 卷 4 号、1990。
- (4) 以下の叙述は、田中俊明『大加耶連盟の興亡と「任那」』(吉川弘文館、1992)を もとにしている。
- (5) 千寛字『加耶史研究』一潮閣、1991。
- (6) 東潮・田中俊明編著『韓国の古代遺跡2 百済・伽耶篇』中央公論社、1990)参照。
- (7) 末松保和『任那興亡史』大八洲出版、1949。吉川弘文館、1956 再刊。
- (8) 山尾幸久『古代の日朝関係』塙書房、1989。
- (9) 末松保和『任那興亡史』前掲。
- (10) 山尾幸久『古代の日朝関係』前掲。
- (11) 三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考證 下巻』前掲。
- (12) なお、この注に引かれた「百済記」をもとに、史実としてどのように考えられるかであるが、干支三運繰り下げた修正をすれば、四七四年のこととなる。上記のように木満致が生まれたのは神功四九年よりもあとで、それも干支三運繰り下げれた修正をすれば四二九年となり、四三○年頃に生まれたということなる。四七四年には四○歳代なかばである。「父の功績」で「任那を専らにした」とあるが、父の功績は神功六二年条にみえることを指しているとみてまちがいない。それも干支三運繰り下げて修正すれば四四二年ということになるが、その時点であれば、木満致はなお一○歳代前半でしかなく、すぐさま「任那を専ら」にするというのは無理である。父の功績があったとしても、さらに一○年くらいは必要である。しかしそうであっても、四七四年までに「任那を専らにし」つつ、百済・倭国を往還することは可能である。「任那を専らにした」という内容であるが、それはこの記事のみから

導けない。四四二年の百済の大加耶救援から、百済は大加耶に対して圧力を加えたのであるが、その実務的な担当をしたのが木満致ということであろう。百済と大加耶とを往来しながら、大加耶王権に関与したものと考えらえる。

- (13) そもそも『日本書紀』では、仁徳紀・履中紀・反正紀・允恭紀・安康紀には、百済史料をもとにした百済関係記事は、神功紀・応神紀を干支二運引き上げたことと関わって、まったく登場していない。そうした編修上の操作が優先されたため、百済との関係があいまいになったとしてもやむを得ないということであろう。
- (14) 田中俊明「百済文周王系の登場と武寧王」(『有光教一先生白寿記念論叢(高麗美術館研究紀要5号)」高麗美術館研究所、2006。
- (15) 田中俊明「5世紀後半から6世紀前半の朝鮮半島情勢―百済の『滅亡』と『再興』を中心に一」(『古代武器研究』12、2016)。
- (16) 深津行徳「『三国史記』編纂の一齣 —武寧王紀・文咨明王紀を手がかりとして」 (黛弘道編『古代国家の歴史と伝承』吉川弘文館、1992)。
- (17) ここでの叙述も、田中俊明『大加耶連盟の興亡と「任那』(吉川弘文館、1992)をもとにしている。
- (18) 田中俊明「いわゆる『任那 4 県割譲』記事の新解釈」(石門李基東教授停年紀念 論叢刊行委員会編『韓国古代史研究の現段階』周留城出版社、2009)。